

特定小売供給約款変更認可申請補正書

東京電力エナジーパートナー株式会社

別 紙

特 定 小 売 供 給 約 款

令和5年6月1日 実施

東京電力エナジーパートナー株式会社

特定小売供給約款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の認可および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	4
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	5
10	供 給 の 開 始	6
11	供 給 の 単 位	6
12	承 諾 の 限 界	6
13	需給契約書の作成	6
III	契約種別および料金	7
14	契 約 種 別	7
15	定 額 電 灯	7
16	従 量 電 灯	10
17	臨 時 電 灯	16
18	公 衆 街 路 灯	20
19	低 圧 電 力	24
20	臨 時 電 力	27
21	農 事 用 電 力	29

IV 料金の算定および支払い	31
22 料金の適用開始の時期	31
23 検 針 日	31
24 料金の算定期間	32
25 使用電力量の計量	32
26 料 金 の 算 定	34
27 日 割 計 算	34
28 料金の支払義務および支払期日	35
29 料金その他の支払方法	36
30 延 滞 利 息	38
V 使用および供給	39
31 適正契約の保持	39
32 力 率 の 保 持	39
33 需要場所への立入りによる業務の実施	39
34 供 給 の 停 止	40
35 供給停止の解除	40
36 供給停止期間中の料金	41
37 違 約 金	41
38 損害賠償および債務の履行の免責等	41
39 設 備 の 賠 償	42
VI 契約の変更および終了	43
40 需給契約の変更	43
41 名 義 の 変 更	43
42 需給契約の廃止	43
43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にとりなう料金および 工事費負担金等相当額の精算	43
44 解 約 等	45
45 需給契約消滅後の債権債務関係	46

VII	供給方法，工事および工事費の負担	47
46	供給方法および工事	47
47	工事費負担金等相当額の申受け等	47
附	則	49
別	表	61

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，
山梨県，静岡県（富士川以東）

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法附則第18条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契 約 負 荷 設 備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契 約 主 開 閉 器

契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契 約 電 流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

(8) 契 約 容 量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契 約 電 力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(11) そ の 他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿 易 統 計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月

31日までの期間, 7月1日から9月30日までの期間, 8月1日から10月31日までの期間, 9月1日から11月30日までの期間, 10月1日から12月31日までの期間, 11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は, 翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は, 次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は, 1ワットまたは1ボルトアンペアとし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は, 1キロボルトアンペアとし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は, 1キロワットとし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし, 低圧電力, 臨時電力または農事用電力については, 19(低圧電力)(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは, 契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は, 1キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は, 1円とし, その端数は, 切り捨てます。

5 実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は, この供給約款の趣旨に則り, そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、蓄電池、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用上の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A
		B
		C
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式, 供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は, 交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし, 周波数は, 標準周波数50ヘルツといたします。ただし, 供給電気方式および供給電圧については, お客さまに特別の事情がある場合には, 交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は, 需要家料金, 電灯料金, 小型機器料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし, 電灯料金または小型機器料金は, 別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が86, 100円を下回る場合は, 別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が86, 100円を上回る場合は, 別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需 要 家 料 金

需要家料金は, 1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	55円00銭
-------------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は, 各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの 1 灯につき	169円79銭
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	290円07銭
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	530円64銭
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	771円21銭
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,252円35銭
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1,252円35銭

(ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	450円84銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	810円37銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	810円37銭

(5) そ の 他

当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。

16 従 量 電 灯

(1) 従 量 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。
- (ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数50ヘルツといたします。

ハ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は， 5 アンペアといたします。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は，その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	321円42銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円00銭

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40

アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペア	295円24銭
契約電流15アンペア	442円86銭
契約電流20アンペア	590円48銭
契約電流30アンペア	885円72銭
契約電流40アンペア	1,180円96銭
契約電流50アンペア	1,476円20銭
契約電流60アンペア	1,771円44銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円69銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	321円42銭
-------------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契 約 容 量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3 （契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	295円24銭
---------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30円00銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36円60銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円69銭

17 臨 時 電 灯

(1) 臨 時 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニに

よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	10円55銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	21円11銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	21円11銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	211円18銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	211円18銭

ニ そ の 他

- (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 臨 時 電 灯 B

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契 約 電 流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等また

は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	324円76銭
---------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	44円76銭
-------------	--------

ニ そ の 他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものいたします。

(3) 臨時電灯 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	324円76銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	44円76銭
------------	--------

ハ その他

(イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	49円50銭
-------------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

- a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	157円61銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	271円21銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	498円40銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	725円59銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,179円98銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,179円98銭

- b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

- c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小 型 機 器 料 金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	418円86銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	750円78銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルト アンペアまでごとに	750円78銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が 1 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4 「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）といたします。た

だし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアといたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	267円74銭
-------------------	---------

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円17銭
------------	--------

(ハ) 最 低 月 額 料 金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	310円42銭
-------------	---------

ホ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離

して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,081円54銭
-----------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット 時につき	27円49銭	25円92銭

ハ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたしま

す。

(6) そ の 他

変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が，5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	275円34銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	32円99銭	31円10銭

(4) そ の 他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日ま

でが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の2月分（その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	456円46銭
---------------	---------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	23円24銭	22円06銭

(4) そ の 他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7) の場合の料金の算定期間は、(1) に準ずるものといたします。この場合、(1) にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日(契約使用開始日に対応する日をいいます。)の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。)と前回の検針日における電力量計の読み(電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。

イ 23(検針日)(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえ

た値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

ロ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

(3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計

量した使用電力量を合算してえた値といたします。

- (6) 23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 6（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 6（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

26 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5 日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従

量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月

のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なつたときは、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の2月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

イ 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なつた場合または検針を行なつたものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ お客さまと当社との協議によつて当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によつて定めた毎月一定の日の翌日から起算して30日目といたします。

ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

(4) 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

29 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いは、次によります。

- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
- ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- ハ (1)ハにより支払われる場合は、原則として、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

- (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

30 延 滞 利 息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使用および供給

31 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

32 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。

33 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務

34 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ヘ 33（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

- (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

35 供給停止の解除

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次

の場合を含みません。) 電気の供給を再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午前 0 時から午前 9 時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。
- (3) その他特別の事情がある場合

36 供給停止期間中の料金

34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯 A、従量電灯 B および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

37 違 約 金

- (1) お客さまが 34（供給の停止）(2) イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内に当社が決定した期間といたします。

38 損害賠償および債務の履行の免責等

- (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が接続供給を停止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る債務の履行の責めを負わず、また、お客さまの料金その他の債務の減免を行ないません。

- (2) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または44（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

39 設 備 の 賠 償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

40 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

41 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

42 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

(2) 需給契約は、44（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算

(1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止

しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ハ 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

- (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

44 解 約 等

- (1) 34（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、42（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。

45 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法，工事および工事費の負担

46 供給方法および工事

- (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

47 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成后，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和5年6月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3 料金についての経過措置

(1) 電化厨房住宅契約

イ 適用範囲

従量電灯Bまたは従量電灯Cとして電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧200ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則3（料金についての特別措置）(1)の適用を受けている場合に、令和6年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 料 金

各月の料金は、従量電灯Bまたは従量電灯Cによって料金として算定された金額から(イ)によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。

(イ) 電化厨房住宅割引額

電化厨房住宅割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(ハ)に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ハ)に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。

電化厨房住宅割引額 = (ロ)の割引対象額 × 3パーセント

(ロ) 割引対象額

割引対象額は、その他季におけるその1月の使用電力量に16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または(3)ホ(ロ)の該当料金を適用して算定された金額といたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその1月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表7（日割計算の基本算式）(1)ロに準ずるものといたします。

(ハ) 電化厨房住宅割引上限額

電化厨房住宅割引上限額は、1月につき次のとおりといたします。ただし、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。

1 契 約 に つ き	550円00銭
-------------	---------

ハ そ の 他

(イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(ロ) お客様がクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。

(ハ) 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。

a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

b 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，aの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

(二) 26（料金の算定）(1)ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(2) 口座振替割引

イ 適用範囲

料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，口座振替割引の適用を希望される場合に，令和6年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契約の成立

口座振替割引は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ハ 料金

各月の料金は，従量電灯，臨時電灯B，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものいたします。ただし，当該月における口座振替割引額は，従量電灯，臨時電灯B，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものいたします。また，その1月の料金がお客さまの指定する口座から1回目の振替日に引き落とされなかった場合は，当社は，次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し，その月の料金として申し受けます。

1 契 約 に つ き	55円
-------------	-----

(3) 一括前払契約

イ 適 用 範 囲

定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで、かつ、この供給約款実施の際現に旧供給約款附則3（料金についての特別措置）(3)の適用を受けている場合に、ロの契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。

ロ 契 約 期 間

- (イ) 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。
- (ロ) 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、当該契約期間満了の日が令和6年9月30日以前のときに限り、一括前払契約は、契約期間満了後も12月ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 前払対象期間

前払対象期間は、お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。

なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。

(イ) 1 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

(ロ) 半 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日まで

の期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

ホ 前 払 額

- (イ) 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。

なお、当社は、前払額について利息を付しません。

- (ロ) お客様の前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。
- (ハ) お客様の前払額は、支払期日までに支払っていただきます。
- (ニ) お客様の前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。ただし、お客様と当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客様の前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して20日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

- (ホ) お客様が前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。

ヘ 料 金

各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。

1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭
	半 年 型	8 円80銭

ト 前払額の精算

- (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものいたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものいたします。
- (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものいたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものいたします。
- (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。
- (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。
- (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものいたします。
- (ヘ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、30（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。
- (ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
- なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- (チ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過

払額については、すみやかにお返しいたします。

- (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。

チ 一括前払契約の廃止

- (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。

- (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

- (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応

する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契 約 容 量

契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	310 円 42 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30 円 17 銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものといたします。ただし、27（日割計算）の適用については、従量電灯 A に準ずるものといたします。

6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の30日まで	5,243円60銭	7,956円25銭	13,054円77銭	18,205円67銭	3,721円25銭
30日をこえる1日につき	58円56銭	101円67銭	203円43銭	301円79銭	92円87銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とい

たします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7 電力需要の基本料金についての経過措置

- (1) 低圧電力、臨時電力（従量制供給の場合に限ります。）または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまが令和6年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は、19（低圧電力）(5)イもしくはハ、20（臨時電力）(3)ロ(イ)または21（農事用電力）(3)イにかかわらず、次のとおりといたします。ただし、(2)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

イ 低 圧 電 力

- (イ) 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,138円46銭
---------------	-----------

- (ロ) 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 臨 時 電 力

基本料金は、1月につきイ(イ)の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、イ(イ)の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ハ 農 事 用 電 力

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお， 1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また， 1 年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭
-----------------	---------

(2) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって(3)により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（19〔低圧電力〕(4)ロにより契約電力を定める場合または19〔低圧電力〕(4)ロに準じて契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント，取り付けられていないものについては80パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85パーセントとみなします。

(3) 加重平均力率の算定

加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率90}_{\text{パーセント}} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 80_{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率80}_{\text{パーセント}} \\ \text{の機器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

(4) そ の 他

イ 力率の単位は， 1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 力率を変更したことにより，料金に変更があった場合は，26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

ハ その他の事項については，本則の低圧電力，臨時電力または農事用電

力に準ずるものといたします。

8 この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、
26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を
算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

す。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)

にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格
 $\alpha = 0.0048$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、129,200円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は、129,200円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃 料 費 調 整 額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71 銭 0 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 41 銭 8 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 83 銭 7 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 25 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 9 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 9 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 11 銭 9 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 23 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 23 銭 7 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	11 銭 4 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	18銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

- (ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150 パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200 パーセント	

ロ ネ オン 管 灯

2 次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3, 000	30	80	30
6, 000	60	150	60
9, 000	100	220	100
12, 000	140	300	140
15, 000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）

は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）
出力(馬力) × 93.3 パーセント
出力(キロワット) × 125.0 パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格 管 電 圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器(コンデンサ内蔵型を除きます。)の場合
入力(キロワット) = 最大定格 1 次入力(キロボルトアンペア)
×70パーセント

ロ イ以外の場合

入力(キロワット) = 実測した 1 次入力(キロボルトアンペア)
×70パーセント

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 契約容量および契約電力の算定方法

16 (従量電灯) (3)ニ(ロ)または 19 (低圧電力) (4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

6 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}}$$

- ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \frac{\text{協定の対象となる期間の日数}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}}$$

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

7 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 8\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯 B および従量電灯 C

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力、臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。）の属する月の日数いたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数いたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 21 条第 2 項の規定に基づく添付書類

- 1 供給条件の変更の内容および新旧比較表
- 2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第 1 から第 8 までにより作成した書類

(様式第 1)

第 1 表 営業費総括表

第 3 表 事業報酬総括表

第 4 表 控除収益総括表

(様式第 2)

第 1 表 営業費明細表

第 2 表 事業報酬明細表

第 4 表 事業報酬明細表

第 5 表 控除収益明細表

(様式第 3) 部門整理表

(様式第 4) 販売費整理表

(様式第 5) 送配電非関連費明細表

(様式第 6) 送配電非関連需要明細表

(様式第 7) 送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

(様式第 8)

第 1 表 特定需要原価等と料金収入の比較表

1 供給条件の変更の内容 および新旧比較表

供給条件の変更の内容

特定小売供給約款の供給条件につきましては、以下の見直しを行ないました。

- ・ 力率割引および割増しの廃止
- ・ 料金その他の支払方法のうち窓口受付の終了
- ・ 前受金，前払金，予納金および保証金の廃止
- ・ 制限または中止の料金割引の廃止
- ・ 電化厨房住宅契約のお客さまについての特別措置の廃止
- ・ 口座振替割引のお客さまについての特別措置の廃止
- ・ 一括前払契約のお客さまについての特別措置の廃止
- ・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価および燃料費調整単価等の店頭掲示の廃止
- ・ 法令変更の反映，その他の今日的見直し

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）
特定小売供給約款 令和5年4月1日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社	特定小売供給約款 令和5年6月1日 実施 東京電力エナジーパートナー株式会社

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）
特定小売供給約款	特定小売供給約款
目次	目次
I 総 則..... 1	I 総 則..... 1
1 適 用..... 1	1 適 用..... 1
2 供給約款の届出および変更..... 1	2 供給約款の認可および変更..... 1
3 定 義..... 1	3 定 義..... 1
4 単位および端数処理..... 3	4 単位および端数処理..... 3
5 実 施 細 目..... 3	5 実 施 細 目..... 3
II 契 約 の 申 込 み..... 4	II 契 約 の 申 込 み..... 4
6 需給契約の申込み..... 4	6 需給契約の申込み..... 4
7 需給契約の成立および契約期間..... 4	7 需給契約の成立および契約期間..... 4
8 需 要 場 所..... 5	8 需 要 場 所..... 5
9 需 給 契 約 の 単 位..... 5	9 需 給 契 約 の 単 位..... 5
10 供 給 の 開 始..... 6	10 供 給 の 開 始..... 6
11 供 給 の 単 位..... 6	11 供 給 の 単 位..... 6
12 承 諾 の 限 界..... 6	12 承 諾 の 限 界..... 6
13 需給契約書の作成..... 6	13 需給契約書の作成..... 6
III 契約種別および料金..... 7	III 契約種別および料金..... 7
14 契 約 種 別..... 7	14 契 約 種 別..... 7
15 定 額 電 灯..... 7	15 定 額 電 灯..... 7
16 従 量 電 灯.....10	16 従 量 電 灯.....10
17 臨 時 電 灯.....16	17 臨 時 電 灯.....16
18 公 衆 街 路 灯.....20	18 公 衆 街 路 灯.....20
19 低 圧 電 力.....24	19 低 圧 電 力.....24
20 臨 時 電 力.....27	20 臨 時 電 力.....27
21 農 事 用 電 力.....29	21 農 事 用 電 力.....29

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）
IV 料金の算定および支払い <u>32</u>	IV 料金の算定および支払い <u>31</u>
22 料金の適用開始の時期..... <u>32</u>	22 料金の適用開始の時期..... <u>31</u>
23 検 針 日..... <u>32</u>	23 検 針 日..... <u>31</u>
24 料 金 の 算 定 期 間..... <u>33</u>	24 料 金 の 算 定 期 間..... <u>32</u>
25 使用電力量の計量..... <u>33</u>	25 使用電力量の計量..... <u>32</u>
26 料 金 の 算 定..... <u>35</u>	26 料 金 の 算 定..... <u>34</u>
27 日 割 計 算..... <u>35</u>	27 日 割 計 算..... <u>34</u>
28 料金の支払義務および支払期日..... <u>36</u>	28 料金の支払義務および支払期日..... <u>35</u>
29 料金その他の支払方法..... <u>38</u>	29 料金その他の支払方法..... <u>36</u>
30 延 滞 利 息..... <u>39</u>	30 延 滞 利 息..... <u>38</u>
<u>31 保 証 金</u> <u>40</u>	
V 使用および供給 <u>42</u>	V 使用および供給 <u>39</u>
<u>32 適正契約の保持</u> <u>42</u>	<u>31 適正契約の保持</u> <u>39</u>
<u>33 力 率 の 保 持</u> <u>42</u>	<u>32 力 率 の 保 持</u> <u>39</u>
<u>34 需要場所への立入りによる業務の実施</u> <u>42</u>	<u>33 需要場所への立入りによる業務の実施</u> <u>39</u>
<u>35 供 給 の 停 止</u> <u>43</u>	<u>34 供 給 の 停 止</u> <u>40</u>
<u>36 供給停止の解除</u> <u>43</u>	<u>35 供給停止の解除</u> <u>40</u>
<u>37 供給停止期間中の料金</u> <u>44</u>	<u>36 供給停止期間中の料金</u> <u>41</u>
<u>38 違 約 金</u> <u>44</u>	<u>37 違 約 金</u> <u>41</u>
<u>39 制限または中止の料金割引</u> <u>44</u>	
<u>40 損害賠償および債務の履行の免責</u> <u>45</u>	<u>38 損害賠償および債務の履行の免責等</u> <u>41</u>
<u>41 設 備 の 賠 償</u> <u>46</u>	<u>39 設 備 の 賠 償</u> <u>42</u>
VI 契約の変更および終了 <u>47</u>	VI 契約の変更および終了 <u>43</u>
<u>42 需給契約の変更</u> <u>47</u>	<u>40 需給契約の変更</u> <u>43</u>
<u>43 名 義 の 変 更</u> <u>47</u>	<u>41 名 義 の 変 更</u> <u>43</u>
<u>44 需給契約の廃止</u> <u>47</u>	<u>42 需給契約の廃止</u> <u>43</u>
<u>45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および</u> 工事費負担金等相当額の精算..... <u>47</u>	<u>43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および</u> 工事費負担金等相当額の精算..... <u>43</u>

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
<u>46</u> 解 約 等..... <u>49</u>	<u>44</u> 解 約 等..... <u>45</u>
<u>47</u> 需給契約消滅後の債権債務関係..... <u>50</u>	<u>45</u> 需給契約消滅後の債権債務関係..... <u>46</u>
VII 供給方法，工事および工事費の負担 <u>51</u>	VII 供給方法，工事および工事費の負担 <u>47</u>
<u>48</u> 供給方法および工事..... <u>51</u>	<u>46</u> 供給方法および工事..... <u>47</u>
<u>49</u> 工事費負担金等相当額の申受け等..... <u>51</u>	<u>47</u> 工事費負担金等相当額の申受け等..... <u>47</u>
附 則..... <u>53</u>	附 則..... <u>49</u>
別 表..... <u>64</u>	別 表..... <u>61</u>

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
I 総 則 1 適用 (1) 当社が、特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県（富士川以東） 2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、<u>電気事業法附則第 18 条第 4 項の規定および電気事業法附則第16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。</u> (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。 3 定義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。	I 総 則 1 適用 (1) 当社が、<u>一般送配電事業者または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して</u>特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、静岡県（富士川以東） 2 供給約款の認可および変更 (1) この供給約款は、<u>電気事業法附則第 18 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。</u> (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。 3 定義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
(4) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。	(4) 動力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。	(5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。
(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。	(6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。	(7) 契約電流 契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。	(8) 契約容量 契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。	(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
(10) 夏季 毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。	(10) 夏季 毎年７月１日から９月３０日までの期間をいいます。
(11) その他季 毎年１０月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。	(11) その他季 毎年10月１日から翌年の６月３０日までの期間をいいます。
(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。	(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。
(13) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。	(13) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。
(14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から10月３１日までの期間、９月１日から11月３０日までの期間、10月１日から12月３１日までの期間、11月１日から翌年の１月３１日までの	(14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年１月１日から３月３１日までの期間、２月１日から４月３０日までの期間、３月１日から５月３１日までの期間、４月１日から６月３０日までの期間、５月１日から７月３１日までの期間、６月１日から８月３１日までの期間、７月１日から９月３０日までの期間、８月１日から10月３１日までの期間、９月１日から11月３０日までの期間、10月１日から12月３１日までの期間、11月１日から翌年の１月３１日までの

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。	期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 <u>(5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</u> (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。	4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
Ⅱ 契 約 の 申 込 み	Ⅱ 契 約 の 申 込 み
6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ 契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。	6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別，供給電気方式，需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい，託送約款等に定める供給地点といたします。），需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約電流，契約容量，契約電力，発電設備，蓄電池，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当該一般送配電事業者等へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。 7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は，次によります。 イ 契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が電気事業法第 20 条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。
8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。	8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、１需要場所について１契約種別を適用して、１需給契約を結びます。 (1) １需要場所において、次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は、２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、１需要場所について１契約種別を適用して、１需給契約を結びます。 (1) １需要場所において、次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（(2)の場合は、２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの１契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯のうちの１契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適当と認めたとき。
10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ	10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。	定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11 供給の単位 当社は、<u>次の場合を除き</u>、１需給契約につき、１供給電気方式、１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。 (1) <u>共同引込線（２以上の需給契約に対して１引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合</u> (2) <u>その他技術上、経済上やむをえない場合</u>	11 供給の単位 当社は、<u>託送約款等に定めるところにより</u>、原則として、１需給契約につき、１供給電気方式、１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。
12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	12 承諾の限界 当社は、法令、電気の需給状況、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）			新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）				
Ⅲ 契約種別および料金			Ⅲ 契約種別および料金				
14 契 約 種 別			14 契 約 種 別				
契約種別は，次のとおりといたします。			契約種別は，次のとおりといたします。				
需 要 区 分		契 約 種 別		需 要 区 分		契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯		定 額 電 灯		電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	A	従 量 電 灯	A			
		B		B			
		C		C			
	臨 時 電 灯	A	臨 時 電 灯	A			
		B		B			
		C		C			
	公 衆 街 路 灯	A	公 衆 街 路 灯	A			
		B		B			
電 力 需 要		電 力 需 要		電 力 需 要		電 力 需 要	
低 圧 電 力		低 圧 電 力		低 圧 電 力		低 圧 電 力	
臨 時 電 力		臨 時 電 力		臨 時 電 力		臨 時 電 力	
農 事 用 電 力		農 事 用 電 力		農 事 用 電 力		農 事 用 電 力	
15 定 額 電 灯			15 定 額 電 灯				
(1) 適 用 範 囲			(1) 適 用 範 囲				
電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。			電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。				
(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数			(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数				
供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100 ボルトまたは200 ボルトとし，周波数は，標準周波数50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとすることがあります。			供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100 ボルトまたは200 ボルトとし，周波数は，標準周波数50 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，お客さまに特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100 ボルトおよび200 ボルトとすることがあります。				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）																												
(3) 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td><u>101円53銭</u></td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td><u>153円55銭</u></td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td><u>257円60銭</u></td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td><u>361円66銭</u></td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td><u>569円77銭</u></td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td><u>569円77銭</u></td></tr></table> (ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金	１ 契 約 に つ き	55円00銭	10ワットまでの１灯につき	<u>101円53銭</u>	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>153円55銭</u>	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>257円60銭</u>	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>361円66銭</u>	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>569円77銭</u>	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>569円77銭</u>	(3) 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>55円00銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td><u>169円79銭</u></td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td><u>290円07銭</u></td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td><u>530円64銭</u></td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td><u>771円21銭</u></td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td><u>1,252円35銭</u></td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td><u>1,252円35銭</u></td></tr></table> (ロ) ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力いたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金	１ 契 約 に つ き	55円00銭	10ワットまでの１灯につき	<u>169円79銭</u>	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>290円07銭</u>	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>530円64銭</u>	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>771円21銭</u>	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>1,252円35銭</u>	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>1,252円35銭</u>
１ 契 約 に つ き	55円00銭																												
10ワットまでの１灯につき	<u>101円53銭</u>																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>153円55銭</u>																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>257円60銭</u>																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>361円66銭</u>																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>569円77銭</u>																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>569円77銭</u>																												
１ 契 約 に つ き	55円00銭																												
10ワットまでの１灯につき	<u>169円79銭</u>																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>290円07銭</u>																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>530円64銭</u>																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>771円21銭</u>																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>1,252円35銭</u>																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>1,252円35銭</u>																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）												
を適用いたします。 ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td><u>245円05銭</u></td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td><u>398円79銭</u></td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>398円79銭</u></td></tr></table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は、必要に応じて電流制限器を取り付けます。 16 従 量 電 灯 (1) 従 量 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ 契 約 電 流 (イ) 契約電流は，５アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量	50ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>245円05銭</u>	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>398円79銭</u>	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>398円79銭</u>	を適用いたします。 ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td><u>450円84銭</u></td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td><u>810円37銭</u></td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>810円37銭</u></td></tr></table> (5) そ の 他 当該一般送配電事業者等は，必要に応じて電流制限器を取り付けます。 16 従 量 電 灯 (1) 従 量 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する最大電流（交流単相２線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること。 (ロ) 定額電灯を適用できないこと。 ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 50 ヘルツといたします。 ハ 契 約 電 流 (イ) 契約電流は，５アンペアといたします。 (ロ) 当該一般送配電事業者等は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当該一般送配電事業者等は，電流制限器等または電流を制限する計量	50ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>450円84銭</u>	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>810円37銭</u>	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>810円37銭</u>
50ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>245円05銭</u>												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>398円79銭</u>												
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>398円79銭</u>												
50ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>450円84銭</u>												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>810円37銭</u>												
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>810円37銭</u>												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）		
器を取り付けないことがあります。		
ニ 料 金		
料金は、その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。		
最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	<u>240円72銭</u>
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	<u>19円91銭</u>
(2) 従 量 電 灯 B		
イ 適 用 範 囲		
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。		
(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。		
(ロ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。		
ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。		
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、		

新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）		
器を取り付けないことがあります。		
ニ 料 金		
料金は、その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。		
最 低 料 金	１契約につき最初の８キロワット時まで	<u>321円42銭</u>
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	<u>30円00銭</u>
(2) 従 量 電 灯 B		
イ 適 用 範 囲		
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。		
(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。		
(ロ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。		
ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。		
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数		
供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、		

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）																												
交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。																												
ハ 契 約 電 流	ハ 契 約 電 流																												
（イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。	（イ） 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。																												
（ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。	（ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。																												
ニ 料 金	ニ 料 金																												
料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。																												
（イ） 基 本 料 金	（イ） 基 本 料 金																												
基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。	基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。																												
<table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td>295円24銭</td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td>442円86銭</td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td>590円48銭</td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td>885円72銭</td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td>1,180円96銭</td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td>1,476円20銭</td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td>1,771円44銭</td></tr></table>	契約電流10アンペア	295円24銭	契約電流15アンペア	442円86銭	契約電流20アンペア	590円48銭	契約電流30アンペア	885円72銭	契約電流40アンペア	1,180円96銭	契約電流50アンペア	1,476円20銭	契約電流60アンペア	1,771円44銭	<table><tr><td>契約電流10アンペア</td><td>295円24銭</td></tr><tr><td>契約電流15アンペア</td><td>442円86銭</td></tr><tr><td>契約電流20アンペア</td><td>590円48銭</td></tr><tr><td>契約電流30アンペア</td><td>885円72銭</td></tr><tr><td>契約電流40アンペア</td><td>1,180円96銭</td></tr><tr><td>契約電流50アンペア</td><td>1,476円20銭</td></tr><tr><td>契約電流60アンペア</td><td>1,771円44銭</td></tr></table>	契約電流10アンペア	295円24銭	契約電流15アンペア	442円86銭	契約電流20アンペア	590円48銭	契約電流30アンペア	885円72銭	契約電流40アンペア	1,180円96銭	契約電流50アンペア	1,476円20銭	契約電流60アンペア	1,771円44銭
契約電流10アンペア	295円24銭																												
契約電流15アンペア	442円86銭																												
契約電流20アンペア	590円48銭																												
契約電流30アンペア	885円72銭																												
契約電流40アンペア	1,180円96銭																												
契約電流50アンペア	1,476円20銭																												
契約電流60アンペア	1,771円44銭																												
契約電流10アンペア	295円24銭																												
契約電流15アンペア	442円86銭																												
契約電流20アンペア	590円48銭																												
契約電流30アンペア	885円72銭																												
契約電流40アンペア	1,180円96銭																												
契約電流50アンペア	1,476円20銭																												
契約電流60アンペア	1,771円44銭																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）												
(㍑) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>19円91銭</u></td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>26円51銭</u></td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td><u>30円60銭</u></td></tr></table>	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>19円91銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>26円51銭</u>	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>30円60銭</u>	(㍑) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>30円00銭</u></td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td><u>36円60銭</u></td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td><u>40円69銭</u></td></tr></table>	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>30円00銭</u>	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円60銭</u>	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円69銭</u>
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>19円91銭</u>												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>26円51銭</u>												
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>30円60銭</u>												
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	<u>30円00銭</u>												
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	<u>36円60銭</u>												
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	<u>40円69銭</u>												
(㍒) 最 低 月 額 料 金 (イ)および(㍑)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td><u>240円72銭</u></td></tr></table>	１ 契 約 に つ き	<u>240円72銭</u>	(㍒) 最 低 月 額 料 金 (イ)および(㍑)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td><u>321円42銭</u></td></tr></table>	１ 契 約 に つ き	<u>321円42銭</u>								
１ 契 約 に つ き	<u>240円72銭</u>												
１ 契 約 に つ き	<u>321円42銭</u>												
(3) 従 量 電 灯 C イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (㍑) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(㍑)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト	(3) 従 量 電 灯 C イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 (㍑) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。 ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(㍑)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）																
とし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	とし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。																
ハ 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。	ハ 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。																
ニ 契 約 容 量 (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr><tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント	(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。 <table><tr><td>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロボルトアンペアにつき</td><td>85パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロボルトアンペアにつき</td><td>75パーセント</td></tr><tr><td>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</td><td>65パーセント</td></tr></table>	最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント	次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント	次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント	50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント																
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント																
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント																
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント																
(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。	(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。																
ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも	ホ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）																
のいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>295円24銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>19円91銭</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>26円51銭</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td>30円60銭</td></tr></table>	契約容量１キロボルトアンペアにつき	295円24銭	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	19円91銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	26円51銭	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	30円60銭	のいたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>295円24銭</td></tr></table> (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>最初の120キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>30円00銭</td></tr><tr><td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき</td><td>36円60銭</td></tr><tr><td>300キロワット時をこえる１キロワット時につき</td><td>40円69銭</td></tr></table>	契約容量１キロボルトアンペアにつき	295円24銭	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭
契約容量１キロボルトアンペアにつき	295円24銭																
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	19円91銭																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	26円51銭																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	30円60銭																
契約容量１キロボルトアンペアにつき	295円24銭																
最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30円00銭																
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	36円60銭																
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	40円69銭																
17 臨時電灯 (1) 臨時電灯Ａ イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものと	17 臨時電灯 (1) 臨時電灯Ａ イ 適用範囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、その総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 料金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものと																

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）																				
いたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>8 円23銭</u></td></tr><tr><td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>16円46銭</u></td></tr><tr><td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>16円46銭</u></td></tr><tr><td>総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合</td><td><u>164円54銭</u></td></tr><tr><td>総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに</td><td><u>164円54銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ａを適用いたします。 （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 （２） 臨 時 電 灯 Ｂ イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契 約 電 流 （イ） 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 （ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>8 円23銭</u>	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>16円46銭</u>	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>16円46銭</u>	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	<u>164円54銭</u>	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	<u>164円54銭</u>	いたします。）によって１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>10円55銭</u></td></tr><tr><td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td><u>21円11銭</u></td></tr><tr><td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>21円11銭</u></td></tr><tr><td>総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合</td><td><u>211円18銭</u></td></tr><tr><td>総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに</td><td><u>211円18銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 （イ） 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 （ロ） 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ａを適用いたします。 （ハ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 （２） 臨 時 電 灯 Ｂ イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 契 約 電 流 （イ） 契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 （ロ） 当該一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>10円55銭</u>	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>21円11銭</u>	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>21円11銭</u>	総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	<u>211円18銭</u>	総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	<u>211円18銭</u>
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>8 円23銭</u>																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>16円46銭</u>																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>16円46銭</u>																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	<u>164円54銭</u>																				
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	<u>164円54銭</u>																				
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>10円55銭</u>																				
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>21円11銭</u>																				
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>21円11銭</u>																				
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	<u>211円18銭</u>																				
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	<u>211円18銭</u>																				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）								
計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置 が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認 められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計 量器を取り付けないことがあります。	計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置 が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認 められる場合には、当該一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計 量器を取り付けないことがあります。								
ハ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電 力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を 下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を 上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも のいたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しな い場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き</td><td>324円76銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>33円65銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間 満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、 臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものと いたします。 (3) 臨 時 電 灯 C イ 適 用 範 囲	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	324円76銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>33円65銭</u>	料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電 力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を 下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引い たものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を 上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたも のいたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しな い場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き</td><td>324円76銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>44円76銭</u></td></tr></table> ニ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間 満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、 臨時電灯 B を適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものと いたします。 (3) 臨 時 電 灯 C イ 適 用 範 囲	契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	324円76銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円76銭</u>
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	324円76銭								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>33円65銭</u>								
契 約 電 流 10 ア ン ペ ア に つ き	324円76銭								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円76銭</u>								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）								
電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>324円76銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>33円65銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｃに準ずるものといたします。 18 公 衆 街 路 灯 (1) 公 衆 街 路 灯 A	契約容量１キロボルトアンペアにつき	324円76銭	１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>33円65銭</u>	電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が１年未満の需要で、契約容量が６キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として５０キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量１キロボルトアンペアにつき</td><td>324円76銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>44円76銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電灯Ｃを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Ｃに準ずるものといたします。 18 公 衆 街 路 灯 (1) 公 衆 街 路 灯 A	契約容量１キロボルトアンペアにつき	324円76銭	１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円76銭</u>
契約容量１キロボルトアンペアにつき	324円76銭								
１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>33円65銭</u>								
契約容量１キロボルトアンペアにつき	324円76銭								
１キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>44円76銭</u>								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）																												
イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 需要家料金 需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>49円50銭</td></tr></table> (ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td><u>92円07銭</u></td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td><u>140円13銭</u></td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td><u>236円26銭</u></td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td><u>332円40銭</u></td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td><u>524円67銭</u></td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td><u>524円67銭</u></td></tr></table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力と	１ 契 約 に つ き	49円50銭	10ワットまでの１灯につき	<u>92円07銭</u>	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>140円13銭</u>	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>236円26銭</u>	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>332円40銭</u>	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>524円67銭</u>	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>524円67銭</u>	イ 適用範囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。 ロ 料金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 需要家料金 需要家料金は、１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>１ 契 約 に つ き</td><td>49円50銭</td></tr></table> (ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの１灯につき</td><td><u>157円61銭</u></td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき</td><td><u>271円21銭</u></td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき</td><td><u>498円40銭</u></td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき</td><td><u>725円59銭</u></td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき</td><td><u>1,179円98銭</u></td></tr><tr><td>100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに</td><td><u>1,179円98銭</u></td></tr></table> b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力と	１ 契 約 に つ き	49円50銭	10ワットまでの１灯につき	<u>157円61銭</u>	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>271円21銭</u>	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>498円40銭</u>	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>725円59銭</u>	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>1,179円98銭</u>	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>1,179円98銭</u>
１ 契 約 に つ き	49円50銭																												
10ワットまでの１灯につき	<u>92円07銭</u>																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>140円13銭</u>																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>236円26銭</u>																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>332円40銭</u>																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>524円67銭</u>																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>524円67銭</u>																												
１ 契 約 に つ き	49円50銭																												
10ワットまでの１灯につき	<u>157円61銭</u>																												
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	<u>271円21銭</u>																												
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	<u>498円40銭</u>																												
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	<u>725円59銭</u>																												
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	<u>1,179円98銭</u>																												
100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	<u>1,179円98銭</u>																												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）												
いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ｃ 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 （ハ）小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td><u>224円15銭</u></td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td><u>361円39銭</u></td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>361円39銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 （イ） 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。 （ロ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 （2） 公 衆 街 路 灯 B イ 適 用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （イ） 契約容量が１キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 （ロ） 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3	50ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>224円15銭</u>	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>361円39銭</u>	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>361円39銭</u>	いたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ｃ 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 （ハ）小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td><u>418円86銭</u></td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき</td><td><u>750円78銭</u></td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td><u>750円78銭</u></td></tr></table> ハ そ の 他 （イ） 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて１需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。 （ロ） その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。 （2） 公 衆 街 路 灯 B イ 適 用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 （イ） 契約容量が１キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。 （ロ） 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3	50ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>418円86銭</u>	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>750円78銭</u>	100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>750円78銭</u>
50ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>224円15銭</u>												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>361円39銭</u>												
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>361円39銭</u>												
50ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>418円86銭</u>												
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	<u>750円78銭</u>												
100ボルトアンペアをこえる１機器につき100ボルトアンペアまでごとに	<u>750円78銭</u>												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）								
線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。	線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。								
ハ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、 1 キロボルトアンペアといたします。	ハ 契 約 容 量 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が 1 キロボルトアンペア未満の場合は、 1 キロボルトアンペアといたします。								
ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>267円74銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>20円08銭</u></td></tr></table> (ハ) 最 低 月 額 料 金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	267円74銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>20円08銭</u>	ニ 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基 本 料 金 基本料金は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>267円74銭</td></tr></table> (ロ) 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き</td><td><u>30円17銭</u></td></tr></table> (ハ) 最 低 月 額 料 金 (イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	267円74銭	1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>30円17銭</u>
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	267円74銭								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>20円08銭</u>								
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	267円74銭								
1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>30円17銭</u>								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）				
合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>229円72銭</td></tr></table> ホ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備	1 契 約 に つ き	229円72銭	合計といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>310円42銭</td></tr></table> ホ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 C に準ずるものといたします。 19 低 圧 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として5 0キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 0アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が5 0キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が5 0キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備	1 契 約 に つ き	310円42銭
1 契 約 に つ き	229円72銭				
1 契 約 に つ き	310円42銭				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）																														
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表6（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の2台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の2台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の6キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表6（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本	最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表5（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものいたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の2台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の2台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の6キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表5（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力	最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント	次の2台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の6キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最大の入力 のものから		最初の2台の入力につき	100パーセント																												
		次の2台の入力につき	95パーセント																												
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の6キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														
最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント																													
	次の2台の入力につき	95パーセント																													
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																													
最初の6キロワットにつき	100パーセント																														
次の14キロワットにつき	90パーセント																														
次の30キロワットにつき	80パーセント																														
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																														

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）																
料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、<u>力率割引または割増しをしたもの</u>といたします。また、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>44,200円</u>を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>44,200円</u>を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力１キロワットにつき</td><td><u>1,138円46銭</u></td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td><u>17円40銭</u></td><td><u>15円83銭</u></td></tr></table> ハ 力率割引および割増し <u>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を５パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けであるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。</u>	契約電力１キロワットにつき	<u>1,138円46銭</u>		夏季料金	その他季料金	１キロワット時につき	<u>17円40銭</u>	<u>15円83銭</u>	量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>86,100円</u>を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が<u>86,100円</u>を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ 基本料金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力１キロワットにつき</td><td><u>1,081円54銭</u></td></tr></table> ロ 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td><u>27円49銭</u></td><td><u>25円92銭</u></td></tr></table>	契約電力１キロワットにつき	<u>1,081円54銭</u>		夏季料金	その他季料金	１キロワット時につき	<u>27円49銭</u>	<u>25円92銭</u>
契約電力１キロワットにつき	<u>1,138円46銭</u>																
	夏季料金	その他季料金															
１キロワット時につき	<u>17円40銭</u>	<u>15円83銭</u>															
契約電力１キロワットにつき	<u>1,081円54銭</u>																
	夏季料金	その他季料金															
１キロワット時につき	<u>27円49銭</u>	<u>25円92銭</u>															

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）				
<u>なお、まったく電気を使用しないその１月の力率は、８５パーセントとみなします。</u> 三 そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。<u>この場合の力率は、８５パーセントとみなします。</u> (6) そ の 他 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td><u>194円82銭</u></td></tr></table> ロ 従量制供給の場合	契約電力 1 キロワット 1 日につき	<u>194円82銭</u>	△ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。 (6) そ の 他 変圧器，発電設備，蓄電池等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。 20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は，低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0. 5キロワットの場合の料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワット 1 日につき</td><td><u>275円34銭</u></td></tr></table> ロ 従量制供給の場合	契約電力 1 キロワット 1 日につき	<u>275円34銭</u>
契約電力 1 キロワット 1 日につき	<u>194円82銭</u>				
契約電力 1 キロワット 1 日につき	<u>275円34銭</u>				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）												
料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、<u>基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、</u>電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u>円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u>円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、１月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td><u>20円85銭</u></td><td><u>18円97銭</u></td></tr></table> ハ <u>力率割引および割増し</u> <u>力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。</u> (4) その他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとした		夏季料金	その他季料金	１キロワット時につき	<u>20円85銭</u>	<u>18円97銭</u>	料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u>円を下回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表２（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u>円を上回る場合は、別表２（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (イ) 基本料金 基本料金は、１月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。 (ロ) 電力量料金 電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><th></th><th>夏季料金</th><th>その他季料金</th></tr><tr><td>１キロワット時につき</td><td><u>32円99銭</u></td><td><u>31円10銭</u></td></tr></table> (4) その他 イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものとした		夏季料金	その他季料金	１キロワット時につき	<u>32円99銭</u>	<u>31円10銭</u>
	夏季料金	その他季料金											
１キロワット時につき	<u>20円85銭</u>	<u>18円97銭</u>											
	夏季料金	その他季料金											
１キロワット時につき	<u>32円99銭</u>	<u>31円10銭</u>											

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）				
します。	します。				
21 農 事 用 電 力	21 農 事 用 電 力				
（1）適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。	（1）適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。				
（2）契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。	（2）契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。				
（3）料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、<u>基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたもの</u> <u>といたします。また、</u>電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、１年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>456円46銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭	（3）料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。 また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。 イ 基 本 料 金 基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。 なお、１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、１年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>456円46銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭
契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭				
契約電力 1 キロワットにつき	456円46銭				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）		
なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。		
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	13円15銭	11円97銭
ハ 力率割引および割増し		
力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。		
(4) そ の 他		
イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。		
ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。		
ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。		

新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）		
なお，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。		
	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
１ キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	23円24銭	22円06銭
(4) そ の 他		
イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。		
ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には，当該一般送配電事業者等は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。		
ハ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。		

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
IV 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 23 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する	IV 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。 23 検 針 日 検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当該一般送配電事業者等がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当該一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当該一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。 25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。	検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。 24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。 25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、原則として、前回の検針日から検針日の前日までの期間の日数を前回の検針日から実際に検針を行なった日の前日までの期間の日数で除してえた値に検針の結果を乗じてえた値といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は、検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値を料金の算定期間の使用電力量といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
ロ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 7（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。	ロ 23（検針日）(6)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 ハ 23（検針日）(7)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の１月平均値によるものとし、次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 23（検針日）(2)または計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 6（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 6（使用電力量の協定）を基準として、お客さまとの協議によって定めます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	(8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
26 料 金 の 算 定	26 料 金 の 算 定
(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。	(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。
イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合	イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、<u>力率</u>等を変更したことにより、料金に変更があった場合	ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。	ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、５日を上回り、または下回るとき。
(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
27 日 割 計 算	27 日 割 計 算
(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。	(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。	イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 7（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 8（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。	ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 7（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。	ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 7（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。
ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。	ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。	(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。
また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。	また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
(3) <u>力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表８（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。</u> (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。 28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客様の１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。	(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。 28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行なった日とし、23（検針日）(6)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)ハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なったときは、その日といたします。 ホ 農事用電力のお客様の１年の基本料金の合計が電気を使用する場合の基本料金の２月分を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。 (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。 (3) 支払期日は、次の場合を除き、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
イ 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 ロ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。 ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。 (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。	イ 当該一般送配電事業者等が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 ロ お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期日は、一括して請求する料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日またはお客さまと当社との協議によって定めた毎月一定の日の翌日から起算して 30 日目といたします。 ハ 29（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。 (4) 支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。
29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、<u>料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等</u>を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを<u>当社が指定した金融機関等</u>を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。	29 料金その他の支払方法 (1) 料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いは、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (2) お客さまが料金を(1)イ，ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
イ （1）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ （1）ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ （1）ハにより支払われる場合は、原則として、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000 円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。 <u>(8) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。</u> <u>なお、当社は、前受金について利息を付しません。</u> <u>(9) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。</u> <u>なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。</u>	イ （1）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。 ロ （1）ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ （1）ハにより支払われる場合は、原則として、料金とそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(6)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) お客さまが料金を(1)ロにより支払われる場合は、1,000 円を下回る料金については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことをあらかじめ申し出ていただいた場合は、この限りではありません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
<u>また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。</u>	
30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。	30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に対して、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
31 保 証 金 <u>(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。</u> <u>イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合</u> <u>ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。</u> <u>(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合</u> <u>(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合</u>	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
<u>(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。</u> <u>(3) 当社は、保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。</u> <u>なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。</u> <u>(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。</u> <u>(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。</u> <u>イ 利息は、年 0.2 パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。</u> <u>ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。</u> <u>(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。</u>	

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
Ⅴ 使用および供給 32 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 33 カ 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。 34 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務 35 供 給 の 停 止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。	Ⅴ 使用および供給 31 適正契約の保持 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。 32 カ 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところを基準として取り付けていただきます。 33 需要場所への立入りによる業務の実施 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 (1) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 (2) その他この供給約款によって、需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務 34 供 給 の 停 止 (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
なお、この場合には、供給停止の５日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、<u>保証金</u>、<u>違約金</u>、<u>工事費負担金</u>等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、<u>当該一般送配電事業者等</u>は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 <u>イ</u> <u>お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</u> <u>ロ</u> 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 <u>ハ</u> 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 <u>ニ</u> 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 <u>ホ</u> 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 <u>ヘ</u> 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 <u>ト</u> <u>34</u>（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 <u>36</u> 供給停止の解除 <u>35</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。 (1) 非常変災の場合 (2) 夜間（午前０時から午前９時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。	なお、この場合には、供給停止の５日前までに予告いたします。 イ お客さまが料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合 ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、<u>違約金</u>、<u>工事費負担金</u>等相当額その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、<u>当社は</u>、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 <u>イ</u> 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 <u>ロ</u> 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 <u>ハ</u> 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 <u>ニ</u> 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。 <u>ホ</u> 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。 <u>ヘ</u> <u>33</u>（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 (3) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 <u>35</u> 供給停止の解除 <u>34</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。 (1) 非常変災の場合 (2) 夜間（午前０時から午前９時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
(3) その他特別の事情がある場合 37 供給停止期間中の料金 35（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。 38 違 約 金 (1) お客さまが35（供給の停止）(2)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、６月以内に当社が決定した期間といたします。 39 制限または中止の料金割引 (1) <u>当社は、託送約款等（給電指令の実施等）に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が、低圧で供給するお客さま（定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さまに限ります。）の電気の使用を制限し、または中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。</u> <u>イ 割 引 の 対 象</u> <u>定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）</u>といたしま	(3) その他特別の事情がある場合 36 供給停止期間中の料金 34（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または託送約款等に定めるところにより当該一般送配電事業者等が接続供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯Bおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。 37 違 約 金 (1) お客さまが34（供給の停止）(2)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、６月以内に当社が決定した期間といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）
客さまに支払っていただきます。	客さまに支払っていただきます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
42 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	40 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
43 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。	41 名義の変更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。
44 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 (2) 需給契約は、<u>46</u>（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	42 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 (2) 需給契約は、<u>44</u>（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当該一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
45 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もし	43 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費負担金等相当額の精算 (1) お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もし

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
くは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、<u>　</u>または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ハ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。	くは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金をお客さまに精算していただきます。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 イ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。 ハ　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものいたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	ニ 契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合には、当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。 (2) (1)の場合で、当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき、臨時工事費として算定される金額と既に支払った工事費負担金との差額の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。
46 解 約 等 (1) <u>35</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、<u>44</u>（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。	44 解 約 等 (1) <u>34</u>（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが、<u>42</u>（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は消滅するものといたします。
47 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	45 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担
48 供給方法および工事 (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものいたします。 (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めるところとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。	46 供給方法および工事 (1) 当該一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については，託送約款等に定めるところによるものいたします。 (2) 託送約款等にもとづき当社と当該一般送配電事業者等との協議によって定めるところとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の当該一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては，原則としてお客さまと当該一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。
49 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。 (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。	47 工事費負担金等相当額の申受け等 (1) 当該一般送配電事業者等から，託送約款等にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。 (2) 当該一般送配電事業者等から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものいたします。 (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則としてお客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で，当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）
附則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>令和 5 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。 2 標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部 3 料金についての特別措置 (1) 電化厨房住宅契約 イ 適用範囲 従量電灯 B または従量電灯 C として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 3（料金についての特別措置）(1) の適用を受けている場合に、<u>当分の間</u>、適用いたします。 ロ 料金 各月の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって料金として算定された金額から (イ) によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。 (イ) 電化厨房住宅割引額 電化厨房住宅割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が (ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。 電化厨房住宅割引額 = (ロ) の割引対象額 × 3 パーセント (ロ) 割引対象額 割引対象額は、その他季におけるその 1 月の使用電力量に 16（従量電灯）(2) ニ (ロ) または (3) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額といたします。	附則 1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、<u>令和 5 年 6 月 1 日</u>から実施いたします。 2 標準周波数についての特別措置 この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。 群馬県の一部 3 料金についての経過措置 (1) 電化厨房住宅契約 イ 適用範囲 従量電灯 B または従量電灯 C として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則 3（料金についての特別措置）(1) の適用を受けている場合に、<u>令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用</u>いたします。 ロ 料金 各月の料金は、従量電灯 B または従量電灯 C によって料金として算定された金額から (イ) によって算定された電化厨房住宅割引額を差し引いたものといたします。 (イ) 電化厨房住宅割引額 電化厨房住宅割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が (ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額を上回る場合の電化厨房住宅割引額は、(ハ) に定める電化厨房住宅割引上限額といたします。 電化厨房住宅割引額 = (ロ) の割引対象額 × 3 パーセント (ロ) 割引対象額 割引対象額は、その他季におけるその 1 月の使用電力量に 16（従量電灯）(2) ニ (ロ) または (3) ホ (ロ) の該当料金を適用して算定された金額といたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）				
なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表 8（日割計算の基本算式）(1) ロに準ずるものといたします。 (ハ) 電化厨房住宅割引上限額 電化厨房住宅割引上限額は、 1 月につき次のとおりといたします。ただし、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>550円00銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (ロ) お客さまがクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、38（違約金）に準じて違約金を申し受けます。 (ハ) 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。 a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合 $\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ b 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、a の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日	1 契 約 に つ き	550円00銭	なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合のその他季におけるその 1 月の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。この場合、料金適用上の電力量区分は、別表 7（日割計算の基本算式）(1) ロに準ずるものといたします。 (ハ) 電化厨房住宅割引上限額 電化厨房住宅割引上限額は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合の電化厨房住宅割引上限額は、その 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえたその他季の値といたします。 <table><tr><td>1 契 約 に つ き</td><td>550円00銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (ロ) お客さまがクッキングヒーターを取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 なお、無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、37（違約金）に準じて違約金を申し受けます。 (ハ) 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電化厨房住宅割引上限額の日割計算は、次によるものといたします。 a 電化厨房住宅割引上限額を日割りする場合 $\text{電化厨房住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ b 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、a の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときは、料金に変更があった日の	1 契 約 に つ き	550円00銭
1 契 約 に つ き	550円00銭				
1 契 約 に つ き	550円00銭				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）				
の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (2) 口座振替割引 イ 適用範囲 <u>従量電灯，臨時電灯 B，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力または農事用電力として電気の供給を受け，料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）</u>により支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，口座振替割引の適用を希望される場合に，<u>当分の間</u>，適用いたします。 ロ 契約の成立 口座振替割引は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ハ 料金 各月の料金は，従量電灯，臨時電灯 B，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし，当該月における口座振替割引額は，従量電灯，臨時電灯 B，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また，その 1 月の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は，当社は，次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し，その月の料金として申し受けます。 <table><tr><td>1 契約につき</td><td>55円</td></tr></table> (3) 一括前払契約 イ 適用範囲 定額電灯または公衆街路灯 A として電気の供給を受け，<u>料金を口座振替により支払われるお客さまで，かつ，一括前払契約の適用を希望される場合に，当分の間</u>，適用いたします。	1 契約につき	55円	の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 (2) 口座振替割引 イ 適用範囲 <u>料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる従量制供給のお客さまで，かつ，口座振替割引の適用を希望される場合に，令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用</u>いたします。 ロ 契約の成立 口座振替割引は，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し，お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 ハ 料金 各月の料金は，従量電灯，臨時電灯 B，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものといたします。ただし，当該月における口座振替割引額は，従量電灯，臨時電灯 B，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力または農事用電力によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。また，その 1 月の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は，当社は，次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し，その月の料金として申し受けます。 <table><tr><td>1 契約につき</td><td>55円</td></tr></table> (3) 一括前払契約 イ 適用範囲 定額電灯または公衆街路灯 A として電気の供給を受け，<u>料金を 29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われるお客さまで，かつ，この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 3（料金についての特別措置）(3)の適用を受けている場合に，ロの契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用</u>いたします。	1 契約につき	55円
1 契約につき	55円				
1 契約につき	55円				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）
ロ <u>契約の成立および契約期間</u> <u>(イ) 一括前払契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。</u> <u>(ロ) 契約期間は、次によります。</u> <u>a</u> 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。 <u>b</u> 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、一括前払契約は、契約期間満了後も12月ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 料金の適用開始の時期 料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。 ニ 前 払 対 象 期 間 前払対象期間は、お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。 なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。 (イ) 1 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 (ロ) 半 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日までの期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 ホ 前 払 額 (イ) 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。 なお、当社は、前払額について利息を付しません。 (ロ) お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。 (ハ) お客さまの前払額は、支払期日までに支払っていただきます。 (ニ) お客さまの前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して20日目とい	ロ 契 約 期 間 <u>(イ) 契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。</u> <u>(ロ) 契約期間満了に先だって一括前払契約の消滅がない場合は、当該契約期間満了の日が令和6年9月30日以前のときに限り、一括前払契約は、契約期間満了後も12月ごとに同一条件で継続されるものといたします。</u> ハ 料金の適用開始の時期 料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。 ニ 前 払 対 象 期 間 前払対象期間は、お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただきます。 なお、契約期間満了に先だって、前払対象期間を変更することはできません。 (イ) 1 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 (ロ) 半 年 型 前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日までの期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。 ホ 前 払 額 (イ) 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金（前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。）から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。 なお、当社は、前払額について利息を付しません。 (ロ) お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。 (ハ) お客さまの前払額は、支払期日までに支払っていただきます。 (ニ) お客さまの前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して20日目とい

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）										
たします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。 (ホ) お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払されない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。 ヘ 料 金 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯 A によって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 契 約 に つ き</td><td>1 年 型</td><td>11円00銭</td></tr><tr><td>半 年 型</td><td>8 円80銭</td></tr></table> ト 前 払 額 の 精 算 (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。 (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。 (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。 (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。 (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。	1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭	半 年 型	8 円80銭	します。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客さまの前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または休日に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに 1 日延伸いたします。 (ホ) お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払されない場合には、当社は、一括前払契約を解約いたします。この場合、一括前払契約は、当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。 ヘ 料 金 各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯 A によって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場合、当社は、前払額を各月の料金に順次充当いたします。 <table><tr><td rowspan="2">1 契 約 に つ き</td><td>1 年 型</td><td>11円00銭</td></tr><tr><td>半 年 型</td><td>8 円80銭</td></tr></table> ト 前 払 額 の 精 算 (イ) 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。 (ロ) (イ)により精算する場合のお客さまに支払っていただく金額（以下「不足額」といいます。）の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するものといたします。 (ハ) 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。 (ニ) 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。 (ホ) 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。	1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭	半 年 型	8 円80銭
1 契 約 に つ き		1 年 型	11円00銭								
	半 年 型	8 円80銭									
1 契 約 に つ き	1 年 型	11円00銭									
	半 年 型	8 円80銭									

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）
(ハ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、30（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。 (ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 (チ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。 ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。 (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。 チ 一括前払契約の廃止 (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。 (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。 <u>リ そ の 他</u> <u>ホ(ホ)によって一括前払契約を解約した後 1 年に満たないお客さまについては、一括前払契約を適用いたしません。</u> 4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたしま	(ハ) お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、30（延滞利息）に準じ、延滞利息を申し受けます。ただし、お客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合であっても、当社は、延滞利息を申し受けます。 (ト) お客さまが不足額を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 なお、この場合には、供給停止の 5 日前までに予告いたします。 (チ) 当社は、(イ)により精算する場合のお客さまにお返しする金額（以下「過払額」といいます。）については、翌前払対象期間の前払額から減算してお返しいたします。ただし、一括前払契約が消滅した場合の過払額については、すみやかにお返しいたします。 (リ) 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受けることがあります。 チ 一括前払契約の廃止 (イ) お客さまが一括前払契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 なお、この場合には、廃止期日は、電気の需給契約が消滅する場合を除き、通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただきます。 (ロ) 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。 4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたしま

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）
す。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。 5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契 約 容 量 契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	す。 なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。 イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。 ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。 (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯 A または従量電灯 B を適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯 A の場合は適用いたしません。 ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯 A の場合は料金といたします。）は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。 5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置 この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。 (1) 契 約 容 量 契約容量は、0.5 キロボルトアンペアといたします。 (2) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯 A に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回る場合は、従量電灯 A に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）

最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	229円72銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	20円08銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものいたします。ただし、27（日割計算）および 39（制限または中止の料金割引）の適用については、従量電灯 A に準ずるものいたします。

6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりいたします。

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の 30 日まで	4,745円74銭	6,960円85銭	11,063円32銭	15,218円84銭	2,725円85銭
30 日をこえる 1 日につき	41円97銭	68円50銭	137円04銭	202円22銭	59円70銭

ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりいたします。

契約電力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
------	----------	---------	---------	---------	-----------------------

新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）

最 低 料 金	1 契約につき最初の 8 キロワット時まで	310円42銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	30円17銭

(3) その他の事項については、公衆街路灯 B に準ずるものいたします。ただし、27（日割計算）の適用については、従量電灯 A に準ずるものいたします。

6 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりいたします。

(1) 契 約 電 力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1 年（毎年 4 月 1 日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
最初の 30 日まで	5,243円60銭	7,956円25銭	13,054円77銭	18,205円67銭	3,721円25銭
30 日をこえる 1 日につき	58円56銭	101円67銭	203円43銭	301円79銭	92円87銭

ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものいたします。この場合、基準単価は、次のとおりいたします。

契約電力	0.5キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
------	----------	---------	---------	---------	-----------------------

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）						新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）							
1 日につき	38銭 2 厘	76銭 3 厘	1円52銭 7 厘	2円29銭 0 厘	76銭 3 厘	1 日につき	30銭 0 厘	60銭 1 厘	1円20銭 1 厘	1円80銭 2 厘	60銭 1 厘		
(3) 支払義務発生日 料金の支払義務発生日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，最初の 30 日までの料金の支払義務発生日は，契約使用開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) その他の事項については，本則の農事用電力に準ずるものといたします。													
<u>7 電力需要の基本料金についての経過措置</u> (1) <u>低圧電力，臨時電力（従量制供給の場合に限ります。）または農事用電力として電気の供給を受けるお客さまが令和 6 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用する基本料金は，19（低圧電力）(5)イもしくはハ，20（臨時電力）(3)ロ(イ)または 21（農事用電力）(3)イにかかわらず，次のとおりといたします。ただし，(2)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。</u> <u>イ 低 圧 電 力</u> <u>(イ) 基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。</u> <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>1, 138円46銭</td></tr></table> <u>(ロ) 時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，8 5パーセントとみなします。</u> <u>ロ 臨 時 電 力</u> <u>基本料金は，1 月につきイ(イ)の該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，イ(イ)の該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。</u> <u>ハ 農 事 用 電 力</u> <u>基本料金は，1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。</u> <u>なお，1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額</u>												契約電力 1 キロワットにつき	1, 138円46銭
契約電力 1 キロワットにつき	1, 138円46銭												

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）		
	<u>といたします。また，1 年の基本料金の合計は，電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。</u> <table><tr><td><u>契約電力 1 キロワットにつき</u></td><td><u>456 円 46 銭</u></td></tr></table> <u>(2) 力率割引および割増し</u> <u>電気機器の力率をそれぞれの入力によって (3) により加重平均してえた値が，85 パーセントを上回る場合（19〔低圧電力〕 (4) ロにより契約電力を定める場合または 19〔低圧電力〕 (4) ロに準じて契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を 5 パーセント割引し，85 パーセントを下回る場合は，基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けであるものについては 90 パーセント，取り付けてないものについては 80 パーセント，電熱器については 100 パーセントといたします。</u> <u>なお，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85 パーセントとみなします。</u> <u>(3) 加重平均力率の算定</u> <u>加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。</u> $\frac{100\text{パーセント} \times \left\{ \frac{\text{電熱器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\} + 90\text{パーセント} \times \left\{ \frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\} + 80\text{パーセント} \times \left\{ \frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right\}}{3}$ <u>(4) そ の 他</u> <u>イ 力率の単位は，1 パーセントとし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。</u> <u>ロ 力率を変更したことにより，料金に変更があった場合は，26（料金の算定）および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。</u> <u>ハ その他の事項については，本則の低圧電力，臨時電力または農事用電力に準ずるものといたします。</u> <u>7 この供給約款の実施にともなう切替措置</u> <u>この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）</u>	<u>契約電力 1 キロワットにつき</u>	<u>456 円 46 銭</u>
<u>契約電力 1 キロワットにつき</u>	<u>456 円 46 銭</u>		
	<u>8 この供給約款の実施にともなう切替措置</u> <u>この供給約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては，26（料金の算定）</u>		

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和 5 年 4 月 1 日実施）	新：特定小売供給約款（令和 5 年 6 月 1 日実施）
および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。	および 27（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
別表	別表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を<u>あらかじめ当社の事務所に掲示</u>いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を<u>当社のホームページ等でお知らせ</u>いたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯Ａおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (v) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (i) (v)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (v) 定額制供給の場合は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯Ａおよび臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (v) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Ａの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (i) (v)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。 (v) 定額制供給の場合は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
は、(ｲ)にいう検針日は、応当日といたします。 2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、<u>100 円未満の端数</u>は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = \underline{0.1970}$ $\beta = \underline{0.4435}$ $\gamma = \underline{0.2512}$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ｲ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を下回る場合 $\begin{array}{lcl} \text{燃 料 費} & & \text{(2)の基準単価} \\ \text{調整単価} & = (\underline{44,200}\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times & \hline & & 1,000 \end{array}$ (ﾍﾞ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>44,200</u> 円を上回り、かつ、<u>66,300</u> 円	は、(ｲ)にいう検針日は、応当日といたします。 2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格の単位は、100 円とし、<u>その端数</u>は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = \underline{0.0048}$ $\beta = \underline{0.3827}$ $\gamma = \underline{0.6584}$ なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ｲ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を下回る場合 $\begin{array}{lcl} \text{燃 料 費} & & \text{(2)の基準単価} \\ \text{調整単価} & = (\underline{86,100}\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times & \hline & & 1,000 \end{array}$ (ﾍﾞ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>86,100</u> 円を上回り、かつ、<u>129,200</u> 円

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）																																																				
以下の場合 燃 料 費 =（平均燃料価格－<u>44,200</u>円）× (2)の基準単価 調整単価 1,000 (ハ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>66,300</u> 円を上回る場合 平均燃料価格は、<u>66,300</u> 円といたします。 燃 料 費 =（<u>66,300</u>円－<u>44,200</u>円）× (2)の基準単価 調整単価 1,000 ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（ロ）の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年１月１日から３月31日までの期間</td><td>その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年２月１日から４月30日までの期間</td><td>その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年３月１日から５月31日までの期間</td><td>その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年４月１日から６月30日までの期間</td><td>その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年５月１日から７月31日までの期間</td><td>その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年６月１日から８月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年７月１日から９月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年８月１日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年９月１日から11月30日までの期間</td><td>翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月１日から12月31日までの期間</td><td>翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間</td><td>翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日ま</td><td>翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間	毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間	毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間	毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間	毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間	毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間	毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間	毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間	毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日ま	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間	以下の場合 燃 料 費 =（平均燃料価格－<u>86,100</u>円）× (2)の基準単価 調整単価 1,000 (ハ) １キロリットル当たりの平均燃料価格が <u>129,200</u> 円を上回る場合 平均燃料価格は、<u>129,200</u> 円といたします。 燃 料 費 =（<u>129,200</u>円－<u>86,100</u>円）× (2)の基準単価 調整単価 1,000 ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（ロ）の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年１月１日から３月31日までの期間</td><td>その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年２月１日から４月30日までの期間</td><td>その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年３月１日から５月31日までの期間</td><td>その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年４月１日から６月30日までの期間</td><td>その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年５月１日から７月31日までの期間</td><td>その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年６月１日から８月31日までの期間</td><td>その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年７月１日から９月30日までの期間</td><td>その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年８月１日から10月31日までの期間</td><td>その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年９月１日から11月30日までの期間</td><td>翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年10月１日から12月31日までの期間</td><td>翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間</td><td>翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日ま</td><td>翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間	毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間	毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間	毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間	毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間	毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間	毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間	毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間	毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間	毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間	毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間	毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日ま	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日ま	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日ま	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間																																																				

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）			新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）		
での期間)			での期間)		
（㍑） 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。			（㍑） 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。		
ニ 燃 料 費 調 整 額			ニ 燃 料 費 調 整 額		
（イ） 定額制供給の場合			（イ） 定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯 A			a 定額電灯および公衆街路灯 A		
燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。			燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。		
b 臨時電灯 A および臨時電力			b 臨時電灯 A および臨時電力		
燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。			燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。		
（㍑） 従量制供給の場合			（㍑） 従量制供給の場合		
燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。			燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。		
(2) 基 準 単 価			(2) 基 準 単 価		
基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。			基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。		
イ 定額制供給の場合			イ 定額制供給の場合		
（イ） 定額電灯および公衆街路灯 A			（イ） 定額電灯および公衆街路灯 A		
基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。			基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。		
	10 ワットまでの１灯につき	90銭2厘		10 ワットまでの１灯につき	71銭0厘

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）		
電 灯	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	<u>1 円80銭 3 厘</u>
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	<u>3 円60銭 6 厘</u>
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	<u>5 円40銭 9 厘</u>
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	<u>9 円 1 銭 5 厘</u>
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	<u>9 円 1 銭 5 厘</u>
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>2 円69銭 3 厘</u>
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>5 円38銭 6 厘</u>
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>5 円38銭 6 厘</u>

(ロ) 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>7 銭 3 厘</u>
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>14銭 5 厘</u>
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>14銭 5 厘</u>
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	<u>1円45銭 3 厘</u>
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	<u>1円45銭 3 厘</u>

(ハ) 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	<u>1円52銭 7 厘</u>
---------------------	------------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>23銭 2 厘</u>
---------------------	----------------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油

新：特定小売供給約款（令和５年 6 月 1 日実施）		
電 灯	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	<u>1円41銭 8 厘</u>
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	<u>2円83銭 7 厘</u>
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	<u>4円25銭 5 厘</u>
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	<u>7円 9 銭 2 厘</u>
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	<u>7円 9 銭 2 厘</u>
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>2円11銭 9 厘</u>
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	<u>4円23銭 7 厘</u>
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	<u>4円23銭 7 厘</u>

(ロ) 臨 時 電 灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	<u>5 銭 7 厘</u>
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	<u>11銭 4 厘</u>
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	<u>11銭 4 厘</u>
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	<u>1円14銭 3 厘</u>
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	<u>1円14銭 3 厘</u>

(ハ) 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	<u>1 円20銭 1 厘</u>
---------------------	-------------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キ ロ ワ ッ ト 時 に つ き	<u>18銭 3 厘</u>
---------------------	----------------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年4月1日実施）	新：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）																								
価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を<u>当社の事務所に掲示</u>いたします。	価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を<u>当社のホームページ等</u>でお知らせいたします。																								
3 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 (イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。	3 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合 差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。 ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合 電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。 (イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院 1 差込口につき 50 ボルトアンペア (ロ) (イ)以外の場合 1 差込口につき 100 ボルトアンペア (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は，同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき，契約負荷設備の総容量(入力)を算定いたします。																								
4 負荷設備の入力換算容量 (1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。 イ け い 光 灯 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">換 算 容 量</th></tr><tr><th>入 力（ボルトアンペア）</th><th>入 力（ワット）</th></tr><tr><td>高力率型</td><td>管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント</td><td rowspan="2">管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント</td></tr><tr><td>低力率型</td><td>管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント</td></tr></table> ロ ネ オ ン 管 灯 <table><tr><th>2次電圧（ボルト）</th><th>換 算 容 量</th></tr></table>		換 算 容 量		入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）	高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント	低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	2次電圧（ボルト）	換 算 容 量	4 負荷設備の入力換算容量 (1) 照明用電気機器 照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。 イ け い 光 灯 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">換 算 容 量</th></tr><tr><th>入 力（ボルトアンペア）</th><th>入 力（ワット）</th></tr><tr><td>高力率型</td><td>管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント</td><td rowspan="2">管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント</td></tr><tr><td>低力率型</td><td>管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント</td></tr></table> ロ ネ オ ン 管 灯 <table><tr><th>2次電圧（ボルト）</th><th>換 算 容 量</th></tr></table>		換 算 容 量		入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）	高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント	低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント	2次電圧（ボルト）	換 算 容 量
		換 算 容 量																							
	入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）																							
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント																							
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント																								
2次電圧（ボルト）	換 算 容 量																								
	換 算 容 量																								
	入 力（ボルトアンペア）	入 力（ワット）																							
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125 パーセント																							
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200 パーセント																								
2次電圧（ボルト）	換 算 容 量																								

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）			
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 （ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

新：特定小売供給約款（令和５年６月1日実施）			
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ（ミメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 （ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和5年4月1日実施）

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力(馬力)	× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント	

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2

新：特定小売供給約款（令和5年6月1日実施）

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）× 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力(馬力)	× 93.3 パーセント
出力(キロワット)×125.0 パーセント	

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）					新：特定小売供給約款（令和５年６月1日実施）				
			50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3				50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
			100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4				100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5				200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5				300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
			95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下				5	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下		6			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下		8			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下		13.5			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5	
		100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5			100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11			125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1		蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3			1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）

×70 パーセント

ロイ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）

×70 パーセント

(5)そ の 他

			50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3				50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
			100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4				100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5				200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5				300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
			95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下				5	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下		6			200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6	
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下		8			300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8	
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下		13.5			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5	
		100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5			100 キロボルトピーク 超過 125 キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
		125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11			125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
			500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5				500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	19.5
	蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1		蓄電器放電式 診 察 用 装 置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラッド以下		1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2			0.75マイクロファラッド超過 1.5マイクロファラッド以下		2
		1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3			1.5マイクロファラッド超過 3マイクロファラッド以下		3

(4)電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝最大定格１次入力（キロボルトアンペア）

×70 パーセント

ロイ以外の場合

入力（キロワット）＝実測した１次入力（キロボルトアンペア）

×70 パーセント

(5)そ の 他

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
イ （1），（2），（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。	イ （1），（2），（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。
5 加重平均力率の算定 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） 100_{パーセント} × 電熱器 総容量 ＋ 90_{パーセント} × 力率90_{パーセント}の機器 総容量 ＋ 80_{パーセント} × 力率80_{パーセント}の機器 総容量 三 機 器 総 容 量 6 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）（3）ニ（ロ）または19（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 （1） 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア） × 電圧（ボルト） × 1 1, 000 なお，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。 （2） 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合	5 契約容量および契約電力の算定方法 16（従量電灯）（3）ニ（ロ）または19（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 （1） 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流（アンペア） × 電圧（ボルト） × 1 1, 000 なお，交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。 （2） 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧 200 ボルトの場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732× 11,000	契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732× 11,000
7使用電力量の協定 使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。 (1)過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ前月または前年同月の使用電力量による場合 前月または前年同月の使用電力量 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 協定の対象となる期間の日数 ロ前３月間の使用電力量による場合 前３月間の使用電力量 前３月間の料金の算定期間の日数 協定の対象となる期間の日数 (2)使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 (3)取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 取替後の計量器によって計量された使用電力量 取替後の計量器によって計量された期間の日数 協定の対象となる期間の日数 (4)参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。 (5)公差をこえる誤差により修正する場合	6使用電力量の協定 使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。 (1)過去の使用電力量による場合 次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。 イ前月または前年同月の使用電力量による場合 前月または前年同月の使用電力量 前月または前年同月の料金の算定期間の日数 協定の対象となる期間の日数 ロ前３月間の使用電力量による場合 前３月間の使用電力量 前３月間の料金の算定期間の日数 協定の対象となる期間の日数 (2)使用された負荷設備の容量と使用時間による場合 使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間に乗じてえた値を合計した値といたします。 (3)取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。 取替後の計量器によって計量された使用電力量 取替後の計量器によって計量された期間の日数 協定の対象となる期間の日数 (4)参考のために取り付けた計量器の計量による場合 参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。 なお、この場合の計量器の取付けは、託送約款等に定めるところに準ずるものといたします。 (5)公差をこえる誤差により修正する場合

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
計量電力量 100パーセント+（±誤差率） なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月 ロ 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月 8 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 1月の該当料金 × 日割計算対象日数 検針期間の日数 ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， 日割計算対象日数 検針期間の日数 は， 日割計算対象日数 暦日数 といたします。 ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯A 最低料金適用電力量＝8キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数 なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C 第1段階料金適用電力量＝120キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数 なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。	計量電力量 100パーセント+（±誤差率） なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。 イ お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月 ロ 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月 7 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合 1月の該当料金 × 日割計算対象日数 検針期間の日数 ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， 日割計算対象日数 検針期間の日数 は， 日割計算対象日数 暦日数 といたします。 ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合 (イ) 従量電灯A 最低料金適用電力量＝8キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数 なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯C 第1段階料金適用電力量＝120キロワット時 × 日割計算対象日数 検針期間の日数 なお，第1段階料金適用電力量とは，最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
第２段階料金適用電力量＝180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)および(ロ)の$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数に	第２段階料金適用電力量＝180キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(イ)および(ロ)の$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$は，$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。）および農事用電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1)イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1)ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数に

新旧比較表

旧：特定小売供給約款（令和５年４月１日実施）	新：特定小売供給約款（令和５年６月１日実施）
それぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。	それぞれの契約電流，契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は，(2)に準ずるものといたします。この場合，(2)にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，(1)イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

2 みなし小売電気事業者特定小売供給約款
 料金算定規則様式第 1 から第 8 までにより
 作成した書類

様式第 1 （第 3 条、第 4 条、第 5 条、第34条、第37条関係）

第 1 表

営 業 費 総 括 表 (単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
役員給与	366	平均経費人員：2,681（人） 平均基準賃金：577,127（円/月）
給料手当	61,098	
給料手当振替額（貸方）	▲663	
退職給与金	3,675	
厚生費	9,898	
委託検針費	—	
委託集金費	—	
雑給	1,320	
燃料費	—	
使用済燃料再処理等抛出金発電費	—	
廃棄物処理費	—	
特定放射性廃棄物処分費	—	
消耗品費	2,396	
修繕費	267	
水利使用料	—	
補償費	27	
賃借料	20,912	
委託費	178,998	
損害保険料	9	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	
普及開発関係費	228	
養成費	496	
研究費	784	
諸費	51,576 <—> <1>	
貸倒損	11,993	
固定資産税	90	
雑税	2,547	
減価償却費	26,288	
固定資産除却費	24	
原子力発電施設解体費	—	
共有設備費等分担額	—	
共有設備費等分担額（貸方）	—	
他社購入電源費	16,602,335 (1,098,504)	他社購入電力量：748,167（10 ⁶ kWh）
非化石証書購入費	42,463	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲135	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲1,407	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	
電源開発促進税	—	
事業税	8,828	
開発費	—	
開発費償却	—	
電力費振替勘定（貸方）	—	
株式交付費	—	
株式交付費償却	—	
社債発行費	25	
社債発行費償却	—	
法人税等	16,614	
合 計	17,041,052	

原価算定期間を、令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月までの 3 年として算定した。

（記載注意）

- 1 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円／月）を、備考欄に記載すること。
- 2 他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を、備考欄に記載すること。
- 3 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 4 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：百万円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石炭費	—	
	燃料油費	—	
	ガス費	—	
	その他	—	
	小 計	—	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	—	
	濃縮関連費	—	
	小 計	—	
新エネルギー等燃料費		—	
合 計		—	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
火力燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
火力燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	
原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
核燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ k1)		—	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円/k1)		—	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)		—	
新エネルギー等燃料kWh当たり単価 (発電端 円/kWh)		—	

(参考) 主要燃料消費数量、消費価格

項 目		数量・価格	備 考
消費数量	石炭 (10 ³ t)	—	
	重油 (10 ³ k1)	—	
	原油 (10 ³ k1)	—	
	L N G (10 ³ t)	—	
平均消費価格	石炭 (円/t)	—	
	重油 (円/k1)	—	
	原油 (円/k1)	—	
	L N G (円/t)	—	

(2) 修繕費

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
普通修繕費	267	
取替修繕費	—	
合 計	267	

(3) 減価償却費

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
水力発電設備	—	
火力発電設備	—	
原子力発電設備	—	
新エネルギー等発電設備	—	
送電設備	—	
変電設備	—	
配電設備	—	
業務設備	26,288	
合 計	26,288	

第3表

事業報酬総括表

(単位：百万円)

項 目		金 額 (第4条第3項第1号関係)	金 額 (第4条第3項第2号関係)	金 額 (第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)	備 考
レートベース	特定固定資産	19,195,536		67,871	
	建設中の資産	1,867,000		59,123	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	1,060,936		—	
	核燃料資産	1,833,036		—	
	特定投資	658,005		—	
	運転資本	営業資本		1,706,540	
		貯蔵品		—	
		小 計		1,706,540	
	繰延償却資産	—		—	
(A)：レートベースの額の合計額		① 27,049,635	② 13,663,431	③ 1,833,534	※(④－⑤)×(③／ (①－②))
(B)：報酬率(%)		2.76	1.5	電気事業報酬額※	
(C)：(A)×(B)		④ 746,570	⑤ 204,951	74,187	

原価算定期間を、令和5年4月から令和8年3月までの3年として算定した。
(記載注意)

第4条第3項第2号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可又は届出に当たり、算定省令第9条第2項又は旧算定省令第9条第2項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ(A)、(B)、(C)に記載すること。

第4表

控 除 収 益 総 括 表

(単位：百万円)

項 目	金 額	備 考
他社販売電源料	3,316,358	他社販売電力量：147,116 (10 ⁶ kWh)
託送収益	－ (－)	
電気事業雑収益	18,695	
預金利息	－	
賠償負担金相当収益	－	
廃炉円滑化負担金相当収益	－	
合 計	3,335,053	

原価算定期間を、令和5年4月から令和8年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 他社販売電源料の販売電力量 (10⁶kWh) を、備考欄に記載すること。
- 2 託送収益の () 内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

- 注
- 1 該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。
 - 2 記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。
 - 3 火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。

第1表

営 業 費 明 細 表

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
役員給与	122	122	122	366	
給料手当	19,966	20,448	20,684	61,098	
給料手当振替額（貸方）	▲221	▲221	▲221	▲663	
退職給与金	1,497	1,112	1,066	3,675	
厚生費	3,398	3,230	3,270	9,898	
委託検針費	—	—	—	—	
委託集金費	—	—	—	—	
雑給	440	440	440	1,320	
燃料費	—	—	—	—	
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	
廃棄物処理費	—	—	—	—	
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	
消耗品費	930	749	717	2,396	
修繕費	104	80	83	267	
水利使用料	—	—	—	—	
補償費	9	9	9	27	
賃借料	6,940	6,887	7,085	20,912	
委託費	65,294	57,657	56,047	178,998	
損害保険料	3	3	3	9	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	
普及開発関係費	84	72	72	228	
養成費	166	165	165	496	
研究費	357	280	147	784	
諸費	17,837 <—> <0>	17,024 <—> <0>	16,715 <—> <0>	51,576 <—> <1>	
貸倒損	4,759	3,644	3,590	11,993	
固定資産税	30	30	30	90	
雑税	849	849	849	2,547	
減価償却費	8,065	9,339	8,884	26,288	
固定資産除却費	8	8	8	24	
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	
共有設備費等分担額	—	—	—	—	
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	
他社購入電源費	5,411,444 (351,087)	5,661,074 (396,096)	5,529,817 (351,321)	16,602,335 (1,098,504)	
非化石証書購入費	12,957	14,828	14,678	42,463	
建設分担関連費振替額（貸方）	▲27	▲48	▲60	▲135	
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲469	▲469	▲469	▲1,407	
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	—	—	—	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	2,890	3,064	2,874	8,828	
開発費	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	
電力費振替勘定（貸方）	—	—	—	—	
株式交付費	—	—	—	—	
株式交付費償却	—	—	—	—	
社債発行費	15	5	5	25	
社債発行費償却	—	—	—	—	
法人税等	5,538	5,538	5,538	16,614	
合 計	5,562,985	5,805,919	5,672,148	17,041,052	

原価算定期間を、令和5年4月から令和8年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお、原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期、下期及び年度計それぞれの欄に区分し、原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を、下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1)第3条第2項第1号関係

[役員給与、給料手当、給料手当振替額(貸方)、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費及び雑給]

(単位：百万円)

項 目		令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
役員給与		129	136	122	122	122	366	
給料手当	基準賃金	17,301	17,497	18,180	18,636	18,886	55,702	
	基準外賃金	3,361	3,323	2,743	2,807	2,850	8,400	
	諸給与金	863	890	900	905	905	2,710	
	控除口(貸方)	▲2,011	▲1,748	▲1,857	▲1,900	▲1,957	▲5,714	
	附帯事業等振替額	—	—	—	—	—	—	
	小計	19,517	19,962	19,966	20,448	20,684	61,098	
給料手当振替額(貸方)		▲231	▲293	▲221	▲221	▲221	▲663	
退職給与金	引当金増加額	▲1,285	▲1,954	▲410	▲1,143	▲1,594	▲3,147	
	実払額	1,599	1,682	1,256	1,623	2,039	4,918	
	年金保険料	707	685	651	632	621	1,904	
	小計	1,021	413	1,497	1,112	1,066	3,675	
厚生費	法定厚生費	2,698	2,704	2,692	2,773	2,814	8,279	
	一般厚生費	436	351	706	457	456	1,619	
	小計	3,134	3,055	3,398	3,230	3,270	9,898	
委託検針費		—	—	—	—	—	—	
委託集金費		—	—	—	—	—	—	
雑給		474	479	440	440	440	1,320	
合 計		24,044	23,752	25,202	25,131	25,361	75,694	
平均経費人員(人)		2,568	2,603	2,641	2,690	2,712	8,043	
平均基準賃金(円/月)		561,429	560,155	573,646	577,323	580,322	577,127	

〔燃料費〕

(単位：百万円)

項 目		令和5年度			令和6年度			令和7年度			原価算定期間計			備 考
		消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	消費量	単 価	金 額	
		10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	百万円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	百万円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	百万円	10 ³ kl (10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	円/kl (円/t, 円/10 ³ Nm ³)	百万円	
火力燃料費	火力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	火力燃料重油換算消費量 (発電端10 ³ kl)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	石炭費 (10 ³ t, 円/t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	燃料油費 (10 ³ kl, 円/kl)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ガス費 (10 ³ t, 円/t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	歴青質混合物質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費 (10 ³ kl, 円/kl)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運炭費 (円/t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計 (重油換算)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
核燃料費	原子力発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	核燃料減損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益 (貸方))	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	濃縮関連費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等燃料費	燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端10 ⁶ kWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ kl)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	バイオマス燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	廃棄物燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	助燃費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	蒸気料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運搬費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	小計 (重油換算)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(3)第3条第2項第3号関係

〔使用済燃料再処理等拠出金発電費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績			令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度						
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔廃棄物処理費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績			令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度						
火力廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
原子力廃棄物 処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
放射性廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
雑廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔特定放射性廃棄物処分費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績			令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度						
特定放射性廃棄物処分費拠出金(各年の 発電対応分)	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔消耗品費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
潤滑油脂費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
雑消耗品費	1,058	1,459	902	1,140	1,258	930	749	717	2,396	
合 計	1,058	1,459	902	1,140	1,258	930	749	717	2,396	

〔補償費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
定期的補償費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
臨時的補償費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
損害賠償費	83	73	21	59	70	9	9	9	27	
合 計	83	73	21	59	70	9	9	9	27	

〔賃借料〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
借地借家料	4,485	5,663	4,968	5,039	5,009	5,208	5,226	5,226	15,660	
道路占用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
水面使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
線路使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
設備賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電柱敷地料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
線下補償料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
機械賃借料	0	0	0	0	0	806	717	914	2,437	
雑賃借料	912	803	852	856	858	926	944	945	2,815	
合 計	5,397	6,467	5,821	5,895	5,867	6,940	6,887	7,085	20,912	

〔委託費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
委託運転費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
雑委託費	63,349	68,004	61,131	64,161	63,658	65,294	57,657	56,047	178,998	
合 計	63,349	68,004	61,131	64,161	63,658	65,294	57,657	56,047	178,998	

〔損害保険料〕

(単位：百万円)

項 目		至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
水力関係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火力関係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
原子力関係	法定保険料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他保険料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等関係		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他		2	6	8	5	9	3	3	3	9	
合 計		2	6	8	5	9	3	3	3	9	

〔原子力損害賠償資金補助法一般負担金〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔原賠・廃炉等支援機構一般負担金〕

(単位：百万円)

項 目		至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
原賠・廃炉等支援機構一般負担金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔普及開発関係費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
販売関係普及開発関係費	23,573	17,629	13,042	18,081	11,171	66	59	59	184	
一般普及開発関係費	—	7	▲10	▲1	43	18	13	13	44	
合 計	23,573	17,636	13,032	18,080	11,214	84	72	72	228	

〔養成費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
研修施設運営費	—	0	0	0	—	—	—	—	—	
その他養成費	79	68	98	82	70	166	165	165	496	
合 計	79	68	98	82	70	166	165	165	496	

〔研究費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
社内研究費	29	224	290	181	725	202	130	—	332	
委託研究費	967	1,229	749	982	820	155	150	147	452	
合 計	996	1,453	1,039	1,163	1,545	357	280	147	784	

〔諸費〕

(単位：百万円)

項 目		至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
通信運搬費		5,982	5,702	7,833	6,505	9,517	9,291	7,952	7,814	25,057	
旅費		516	270	298	361	377	413	439	441	1,293	
寄付金		263	112	178	184	159	—	—	—	—	
団体費		28	30	28	28	34	0	0	0	1	
その他諸費		12,799	11,242	9,348	11,129	8,581	8,133	8,633	8,460	25,225	
合 計		19,588	17,356	17,685	18,209	18,668	17,837	17,024	16,715	51,576	

〔貸倒損〕

(単位：百万円)

項 目		至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
貸倒損引当額		▲ 691	1,433	1,106	616	1,505	1,238	136	58	1,432	
貸倒損発生額		1,967	1,988	2,087	2,014	2,565	3,521	3,508	3,532	10,561	
合 計		1,276	3,421	3,193	2,630	4,070	4,759	3,644	3,590	11,993	

〔固定資産除却費〕

(単位：百万円)

項 目		至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
水力発電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
火力発電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
原子力発電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等発電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
送電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
変電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
配電設備	除却損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	除却費用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
業務設備	除却損	6	11	118	45	3	3	3	3	9	
	除却費用	9	32	141	61	6	5	5	5	15	
合計	除却損	6	11	118	45	3	3	3	3	9	
	除却費用	9	32	141	61	6	5	5	5	15	

〔原子力発電施設解体費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績			令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度						
解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	
資産除去債務計上	—	—	—	—	—	—	—	—	
資産除去債務取崩し(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績			令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度						
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	
共有設備費等分担額(貸方)	—	—	—	—	—	—	—	—	
小 計	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	

(記載注意)

(何)の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

〔開発費、開発費償却〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績			令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度						
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔電力費振替勘定(貸方)〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績			令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度						
建設工事用	—	—	—	—	—	—	—	—	
附帯事業用	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔株式交付費、社債発行費〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績			令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定 期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度						
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	
社債発行費	78	1	1	16	15	5	5	25	
合 計	78	1	1	16	15	5	5	25	

(4)第3条第2項第4号関係
〔修繕費〕

(単位：百万円)

項 目		至近実績						令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計		備 考
		平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均修繕 費率(%)						平均修繕 費率(%)	
水力発電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	普通修繕費	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
火力発電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	普通修繕費	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
原子力発電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	普通修繕費	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
新エネルギー等 発電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	普通修繕費	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
送電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	普通修繕費	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
変電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	普通修繕費	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	
配電設備	平均帳簿原価	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	普通修繕費	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
業務設備	平均帳簿原価	8,143	11,166	16,114	27,181	35,107	0.40%	41,356	47,736	59,306	78,423	185,465	0.14%	
	普通修繕費	62 (—)	64 (—)	95 (—)	96 (—)	76 (—)		88 (—)	104 (—)	80 (—)	83 (—)	267 (—)		
合 計	平均帳簿原価	8,143	11,166	16,114	27,181	35,107	0.40%	41,356	47,736	59,306	78,423	185,465	0.14%	
	普通修繕費	62	64	95	96	76		88	104	80	83	267		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5)第3条第2項第5号関係
[水利使用料]

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
水利使用料	—	—	—	—	

(6)第3条第2項第6号関係
[減価償却費]

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
水力発電設備	普通償却費	—	—	—	
	特別償却費	—	—	—	
	試運転償却費	—	—	—	
火力発電設備	普通償却費	—	—	—	
	特別償却費	—	—	—	
	試運転償却費	—	—	—	
原子力発電設備	普通償却費	—	—	—	
	特別償却費	—	—	—	
	試運転償却費	—	—	—	
新エネルギー等発電設備	普通償却費	—	—	—	
	特別償却費	—	—	—	
	試運転償却費	—	—	—	
送電設備	普通償却費	—	—	—	
	特別償却費	—	—	—	
変電設備	普通償却費	—	—	—	
	特別償却費	—	—	—	
配電設備	普通償却費	—	—	—	
	特別償却費	—	—	—	
業務設備	普通償却費	8,065	9,339	8,884	26,288
	特別償却費	—	—	—	—
合 計	普通償却費	8,065	9,339	8,884	26,288
	特別償却費	—	—	—	—
	試運転償却費	—	—	—	—

(7)第3条第2項第7号関係
[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
固定資産税	30	30	30	90	
雑税	849	849	849	2,547	
電源開発促進税	—	—	—	—	
事業税	2,890	3,064	2,874	8,828	
合 計	3,769	3,943	3,753	11,465	

(8)第3条第2項第8号関係

〔他社購入電源費、非化石証書購入費〕

(単位：百万円)

項 目			令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
他社購入電力料	他社購入電源費	料金計	5,411,444 (351,087)	5,661,074 (396,096)	5,529,817 (351,321)	16,602,335 (1,098,504)	
	他社購入電源費及び他社購入送電費に係る電力量(10 ⁶ kWh)		242,575	251,822	253,770	748,167	
	非化石証書購入費	料金計	12,957	14,828	14,678	42,463	
	非化石証書購入費に係る電力量(10 ⁶ kWh)		21,193	24,349	24,111	69,653	

(記載注意)

他社購入電源費の()内には、新エネルギー等電源費に係る費用を内数として記載すること。

(9)第3条第2項第9号関係

〔建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)〕

(単位：百万円)

項 目		至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
		平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均振替率(%)						
建設分担関連費振替額 (貸方)	総工事資金	10,268	6,350	7,760	0.09%	12,879	25,333	30,069	36,137	91,539	
	振替額	—	▲11	▲11		▲12	▲27	▲48	▲60	▲135	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	附帯事業営業費用	161,676	139,970	230,557	0.21%	230,557	230,557	230,557	230,557	691,671	
	振替額	▲351	▲309	▲469		▲469	▲469	▲469	▲469	▲1,407	

(10)第3条第2項第10号関係

〔株式交付費償却、社債発行費償却〕

(単位：百万円)

項 目	対象交付(発行)費用	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
株式交付費償却	—	—	—	—	—	
社債発行費償却	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	

(11)第3条第2項第11号関係

〔法人税等〕

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
法人税等	法人税	5,065	5,065	5,065	15,195	
	法人税割	473	473	473	1,419	
合 計		5,538	5,538	5,538	16,614	

第2表

事業報酬明細表

(第4条第2項第1号、同条第3項第1号関係)

(単位：百万円)

項 目			令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産		6,239,861	6,270,681	6,684,994	19,195,536	
	建設中の資産		614,771	690,686	561,543	1,867,000	
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定		308,171	353,295	399,470	1,060,936	
	核燃料資産		599,391	611,143	622,502	1,833,036	
	特定投資		219,335	219,335	219,335	658,005	
	運転資本	営業資本	659,427	659,992	632,895	1,952,314	
		貯蔵品	160,936	160,936	160,936	482,808	
		小 計	820,363	820,928	793,831	2,435,122	
	繰延償却資産		—	—	—	—	
	合 計		8,801,892	8,966,068	9,281,675	27,049,635	
報酬率（％）		2.76	2.76	2.76	2.76		
電気事業報酬額		242,932	247,463	256,175	746,570		

第4表

事業報酬明細表

(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	22,233	22,449	23,189	67,871		
	建設中の資産	16,143	19,661	23,319	59,123		
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定	—	—	—	—		
	核燃料資産	—	—	—	—		
	特定投資	—	—	—	—		
	運転資本	営業資本	569,128	578,177	559,235	1,706,540	
		貯蔵品	—	—	—	—	
		小 計	569,128	578,177	559,235	1,706,540	
	繰延償却資産	—	—	—	—		
合 計	607,504	620,287	605,743	1,833,534			

《項目別明細表》

(1) 第4条第4項関係 (第4条第3項第1号関係のうち東京電力ホールディングス、東京電力リニューアブルパワー、東京電力エナジーパートナー相当分)

[特定固定資産]

(単位：百万円)

項 目			令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
水力発電設備	期首 残高	帳簿原価	1,686,607	1,700,705	1,705,488	5,092,800	
		工事費負担金等	7,763	7,737	7,649	23,149	
		減価償却累計額	1,309,583	1,321,592	1,322,716	3,953,891	
		差引帳簿価額	369,261	371,376	375,123	1,115,760	
	期中 増減額	帳簿原価増加額	19,683	23,762	42,501	85,946	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	16,335	15,825	16,850	49,010	
		帳簿原価減少額	5,585	18,979	5,482	30,046	
		工事費負担金等減少額	26	88	25	139	
		減価償却累計額減少額	4,326	14,701	4,246	23,273	
	期末 残高	帳簿原価	1,700,705	1,705,488	1,742,507	5,148,700	
		工事費負担金等	7,737	7,649	7,624	23,010	
		減価償却累計額	1,321,592	1,322,716	1,335,320	3,979,628	
		差引帳簿価額	371,376	375,123	399,563	1,146,062	
	平均帳簿価額		367,913	369,899	387,365	1,125,177	
火力発電設備	期首 残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中 増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
	期末 残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	—	

(単位：百万円)

項 目			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	原価算定期間計	備 考
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	5,632,946	5,800,369	6,088,226	17,521,541	
		工事費負担金等	9,260	9,260	9,260	27,780	
		減価償却累計額	4,746,486	4,805,692	4,852,291	14,404,469	
		差引帳簿価額	877,200	985,417	1,226,675	3,089,292	
	期中増減額	帳簿原価増加額	196,296	339,509	415,019	950,824	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	83,780	90,561	120,547	294,888	
		帳簿原価減少額	28,873	51,652	73,056	153,581	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	24,574	43,962	62,179	130,715	
	期末残高	帳簿原価	5,800,369	6,088,226	6,430,189	18,318,784	
		工事費負担金等	9,260	9,260	9,260	27,780	
		減価償却累計額	4,805,692	4,852,291	4,910,659	14,568,642	
		差引帳簿価額	985,417	1,226,675	1,510,270	3,722,362	
	平均帳簿価額		936,852	1,029,665	1,486,217	3,452,734	
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	19,695	20,979	21,192	61,866	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	9,281	9,682	10,084	29,047	
		差引帳簿価額	10,414	11,297	11,108	32,819	
	期中増減額	帳簿原価増加額	1,285	213	50	1,548	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	402	402	402	1,206	
		帳簿原価減少額	1	—	—	1	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	1	—	—	1	
	期末残高	帳簿原価	20,979	21,192	21,242	63,413	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	9,682	10,084	10,486	30,252	
		差引帳簿価額	11,297	11,108	10,756	33,161	
	平均帳簿価額		11,068	11,238	10,940	33,246	
送電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	—	

(単位：百万円)

項 目			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	原価算定期間計	備 考
変電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
	期末残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
		帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
配電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
	期末残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
		帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
業務設備	期首残高	帳簿原価	95,723	105,256	123,925	324,904	
		工事費負担金等	10	10	10	30	
		減価償却累計額	58,196	70,135	81,810	210,141	
		差引帳簿価額	37,517	35,111	42,105	114,733	
	期中増減額	帳簿原価増加額	9,634	18,732	25,147	53,513	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	11,998	11,718	10,535	34,251	
		帳簿原価減少額	101	63	154	318	
	期末残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	59	43	108	210	
		帳簿原価	105,256	123,925	148,918	378,099	
		工事費負担金等	10	10	10	30	
	平均帳簿価額	減価償却累計額	70,135	81,810	92,237	244,182	
		差引帳簿価額	35,111	42,105	56,671	133,887	
レートベース		36,610	38,952	46,036	121,598		
		1,352,443	1,449,754	1,930,558	4,732,755		

[建設中の資産]

(単位：百万円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	原価算定期間計	備 考
水力発電設備	期首帳簿価額	15,108	25,237	31,353	71,698	
	期中増加額	29,812	29,878	41,730	101,420	
	期中減少額	19,683	23,762	42,501	85,946	
	期末帳簿価額	25,237	31,353	30,582	87,172	
	平均帳簿価額	24,468	32,061	36,094	92,623	
火力発電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
原子力発電設備	期首帳簿価額	865,355	922,081	924,376	2,711,812	
	期中増加額	253,022	341,804	263,874	858,700	
	期中減少額	196,296	339,509	415,019	950,824	
	期末帳簿価額	922,081	924,376	773,231	2,619,688	
	平均帳簿価額	899,480	1,022,573	744,778	2,666,831	
新エネルギー等 発電設備	期首帳簿価額	11	11	11	33	
	期中増加額	1,285	213	50	1,548	
	期中減少額	1,285	213	50	1,548	
	期末帳簿価額	11	11	11	33	
	平均帳簿価額	12	12	12	36	
送電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
変電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
配電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
業務設備	期首帳簿価額	32,144	59,635	82,531	174,310	
	期中増加額	37,125	41,628	38,246	116,999	
	期中減少額	9,634	18,732	25,147	53,513	
	期末帳簿価額	59,635	82,531	95,630	237,796	
	平均帳簿価額	41,953	63,097	78,574	183,624	
レートベース		482,957	558,872	429,729	1,471,558	

〔使用済燃料再処理関連加工仮勘定〕					(単位：百万円)	
項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考	
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	期首帳簿価額	285,958	330,383	376,207	992,548	
	期中増加額	44,425	45,824	46,525	136,774	
	期末帳簿価額	330,383	376,207	422,732	1,129,322	
	平均帳簿価額	308,171	353,295	399,470	1,060,936	
レートベース	308,171	353,295	399,470	1,060,936		

〔核燃料資産〕					(単位：百万円)	
項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	573,590	584,463	597,095	1,755,148	
	期中増加額	15,242	23,013	21,122	59,377	
	期中減少額	4,369	10,381	11,037	25,787	
	期末帳簿価額	584,463	597,095	607,180	1,788,738	
	平均帳簿価額	579,027	590,779	602,138	1,771,944	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	20,364	20,364	20,364	61,092	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	20,364	20,364	20,364	61,092	
	平均帳簿価額	20,364	20,364	20,364	61,092	
レートベース	599,391	611,143	622,502	1,833,036		

【特定投資】					(単位：百万円)	
項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考	
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	3,320	3,320	3,320	9,960	ウラン鉱山プロジェクトについては、弊社グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を継続で表示している。
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	3,320	3,320	3,320	9,960	
	平均帳簿価額	3,320	3,320	3,320	9,960	
日本原燃	期首帳簿価額	171,571	171,571	171,571	514,713	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	171,571	171,571	171,571	514,713	
	平均帳簿価額	171,571	171,571	171,571	514,713	
リサイクル燃料貯蔵	期首帳簿価額	4,800	4,800	4,800	14,400	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	4,800	4,800	4,800	14,400	
	平均帳簿価額	4,800	4,800	4,800	14,400	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	期首帳簿価額	2,379	2,379	2,379	7,137	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	2,379	2,379	2,379	7,137	
	平均帳簿価額	2,379	2,379	2,379	7,137	
ウラン鉱山プロジェクト 〔・シカールレイク・プロジェクト ・ハラサン・プロジェクト1 ・ハラサン・プロジェクト2〕	期首帳簿価額	26,746	26,746	26,746	80,238	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	26,746	26,746	26,746	80,238	
	平均帳簿価額	26,746	26,746	26,746	80,238	
レートベース	208,816	208,816	208,816	626,448		

(記載注意)
(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
営業費項目	役員給与	848	848	848	2,544	
	給料手当	92,367	93,795	92,748	278,910	
	給料手当振替額(貸方)	▲448	▲440	▲440	▲1,328	
	退職給与金	7,191	5,601	5,433	18,225	
	厚生費	17,907	17,057	16,934	51,898	
	委託検針費	—	—	—	—	
	委託集金費	—	—	—	—	
	雑給	4,619	4,619	4,619	13,857	
	燃料費	—	—	—	—	
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	8,348	12,531	33,559	54,438	
	廃棄物処理費	7,914	10,141	13,295	31,350	
	特定放射性廃棄物処分費	1,584	5,760	10,065	17,409	
	消耗品費	28,823	25,247	20,466	74,536	
	修繕費	61,226	58,729	56,007	175,962	
	水利使用料	4,078	4,078	4,078	12,234	
	補償費	315	332	267	914	
	賃借料	30,546	30,269	30,537	91,352	
	託送料	—	—	—	—	
	事業者間精算費	—	—	—	—	
	委託費	203,161	198,682	187,674	589,517	
	損害保険料	971	999	976	2,946	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	67,550	67,550	67,550	202,650	
	普及開発関係費	4,292	4,312	5,321	13,925	
	養成費	2,224	2,122	2,069	6,415	
	研究費	19,474	14,579	18,520	52,573	
	諸費	67,209	73,173	68,549	208,931	
	貸倒損	3,521	3,508	3,532	10,561	
	減価償却費	760	1,048	1,640	3,448	
	固定資産除却費	6,438	11,119	16,359	33,916	
	原子力発電施設解体費	—	—	—	—	
	共有設備費等分担額	967	983	1,576	3,526	
	共有設備費等分担額(貸方)	▲4	▲4	▲286	▲294	
	非化石証書関連振替額	—	—	—	—	
	地帯間購入電源費	—	—	—	—	
	地帯間購入送電費	—	—	—	—	
	他社購入電源費	5,413,090	5,679,847	5,548,590	16,641,527	
	他社購入送電費	—	—	—	—	
	振替損失調整額	—	—	—	—	
	非化石証書購入費	12,957	14,828	14,678	42,463	
	建設分担関連費振替額(貸方)	▲3,688	▲5,106	▲5,118	▲13,912	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲544	▲544	▲544	▲1,632	
	開発費	—	—	—	—	
	電力費振替勘定(貸方)	—	—	—	—	
	株式交付費	—	—	—	—	
	社債発行費	50	135	40	225	
	使用済燃料再処理等既発電費	—	—	—	—	
	使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分	—	—	—	—	
小 計		6,063,746	6,335,798	6,219,542	18,619,086	
控除収益項目	地帯間販売電源料	—	—	—	—	
	地帯間販売送電料	—	—	—	—	
	他社販売電源料	1,464,425	1,735,548	1,833,905	5,033,878	
	他社販売送電料	—	—	—	—	
	遅収加算料金	—	—	—	—	
	託送収益	—	—	—	—	
	事業者間精算収益	—	—	—	—	
	電灯料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	—	—	—	—	
	電力料（離島供給に係るものに限り、基準託送供給料金に相当する額を除く。）	—	—	—	—	
	電気事業雑収益	115,955	112,410	114,664	343,029	
	預金利息	—	—	—	—	
	賠償負担金相当収益	20,773	20,758	20,714	62,245	
	廃炉円滑化負担金相当収益	18,390	18,369	18,329	55,088	
	使用済燃料再処理等既発電費受取契約締結分	—	—	—	—	
小 計		1,619,543	1,887,085	1,987,612	5,494,240	
合 計		4,444,203	4,448,713	4,231,930	13,124,846	
レートベース		555,525	556,089	528,991	1,640,605	

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

〔運転資本（貯蔵品）〕			(単位：百万円)				
項 目			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	原価算定期間計	備 考
火力燃料貯蔵品	石炭費	消費金額	—	—	—	—	
		平均月数	—	—	—		
		計	—	—	—		
	燃料油費	消費金額	—	—	—		
		平均月数	—	—	—		
		計	—	—	—		
	ガス費	消費金額	—	—	—		
		平均月数	—	—	—		
		計	—	—	—		
	助燃費	消費金額	—	—	—		
		平均月数	—	—	—		
		計	—	—	—		
	運炭費	消費金額	—	—	—		
		平均月数	—	—	—		
		計	—	—	—		
小 計		—	—	—	—		
新エネルギー等貯蔵品	—	消費金額	—	—	—		
		平均月数	—	—	—		
		計	—	—	—		
	小 計		—	—	—	—	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価		—	—	—	—	
	一般貯蔵品払出率		—	—	—	—	
	一般貯蔵品在庫率		—	—	—	—	
	小 計		—	—	—	—	
合 計			—	—	—	—	
レートベース			—	—	—	—	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

〔繰延償却資産〕		(単位：百万円)				
項 目		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	原価算定期間計	備 考
株式交付費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
社債発行費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
開発費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース		—	—	—	—	

(1)第4条第4項関係(第4条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額)

[特定固定資産]

(単位:百万円)

項 目			令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
水力発電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
	期末残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
		帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	—	
火力発電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
	期末残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
		帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	—	

(単位：百万円)

項 目			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	原価算定期間計	備 考
原子力発電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
	期末残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
		帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	—	
新エネルギー等発電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
	期末残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
		帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	—	
送電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
	期末残高	工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
		帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額		—	—	—	—	

(単位：百万円)

項 目			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	原価算定期間計	備 考
変電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—		
		減価償却累計額	—	—	—		
		差引帳簿価額	—	—	—		
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
差引帳簿価額		—	—	—	—		
平均帳簿価額		—	—	—	—		
配電設備	期首残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
		差引帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増減額	帳簿原価増加額	—	—	—	—	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	—	—	—	—	
		帳簿原価減少額	—	—	—	—	
		工事費負担金等減少額	—	—	—	—	
		減価償却累計額減少額	—	—	—	—	
	期末残高	帳簿原価	—	—	—	—	
		工事費負担金等	—	—	—	—	
		減価償却累計額	—	—	—	—	
差引帳簿価額		—	—	—	—		
平均帳簿価額		—	—	—	—		
業務設備	期首残高	帳簿原価	41,310	48,536	55,124	144,970	
		工事費負担金等	0	0	0	0	
		減価償却累計額	19,337	27,142	35,850	82,329	
		差引帳簿価額	21,973	21,394	19,274	62,641	
	期中増減額	帳簿原価増加額	7,231	6,593	15,940	29,764	
		工事費負担金等増加額	—	—	—	—	
		減価償却累計額増加額	7,807	8,710	7,644	24,161	
		帳簿原価減少額	5	5	5	15	
		工事費負担金等減少額	0	0	0	0	
		減価償却累計額減少額	2	2	2	6	
	期末残高	帳簿原価	48,536	55,124	71,059	174,719	
		工事費負担金等	0	0	0	0	
		減価償却累計額	27,142	35,850	43,492	106,484	
差引帳簿価額		21,394	19,274	27,567	68,235		
平均帳簿価額		22,233	22,449	23,189	67,871		
レートベース		22,233	22,449	23,189	67,871		

〔建設中の資産〕

(単位：百万円)

項 目		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	原価算定期間計	備 考
水力発電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
火力発電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
原子力発電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
新エネルギー等発電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
送電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
変電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
配電設備	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
業務設備	期首帳簿価額	30,495	42,601	56,875	129,971	
	期中増加額	19,337	20,867	22,610	62,814	
	期中減少額	7,231	6,593	15,940	29,764	
	期末帳簿価額	42,601	56,875	63,545	163,021	
	平均帳簿価額	32,286	39,322	46,638	118,246	
レートベース		16,143	19,661	23,319	59,123	

[使用済燃料再処理関連加工仮勘定]

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース		—	—	—	—	

[核燃料資産]

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
装荷以前の核燃料資産	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
再処理関係核燃料資産	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期中減少額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース		—	—	—	—	

[特定投資]

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
—	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	期中増加額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース		—	—	—	—	

(記載注意)

(何) の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

〔運転資本（営業資本）〕

(単位：百万円)

項 目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
営業費項目	役員給与	122	122	122	366	
	給料手当	19,966	20,448	20,684	61,098	
	給料手当振替額(貸方)	▲221	▲221	▲221	▲663	
	退職給与金	1,497	1,112	1,066	3,675	
	厚生費	3,398	3,230	3,270	9,898	
	委託検針費	—	—	—	—	
	委託集金費	—	—	—	—	
	雑給	440	440	440	1,320	
	燃料費	—	—	—	—	
	使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	
	廃棄物処理費	—	—	—	—	
	特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	
	消耗品費	930	749	717	2,396	
	修繕費	104	80	83	267	
	水利使用料	—	—	—	—	
	補償費	9	9	9	27	
	賃借料	6,940	6,887	7,085	20,912	
	委託費	65,294	57,657	56,047	178,998	
	損害保険料	3	3	3	9	
	原子力損害賠償資金補助法一般負担金	—	—	—	—	
	原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	
	普及開発関係費	84	72	72	228	
	養成費	166	165	165	496	
	研究費	357	280	147	784	
	諸費	17,837	17,024	16,715	51,576	
	貸倒損	3,521	3,508	3,532	10,561	
	減価償却費	257	629	1,241	2,127	
	固定資産除却費	5	5	5	15	
	原子力発電施設解体費	—	—	—	—	
	共有設備費等分担額	—	—	—	—	
	共有設備費等分担額(貸方)	—	—	—	—	
	他社購入電源費	5,411,444	5,661,074	5,529,817	16,602,335	
	非化石証書購入費	12,957	14,828	14,678	42,463	
	建設分担関連費振替額(貸方)	▲27	▲48	▲60	▲135	
	附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲469	▲469	▲469	▲1,407	
	開発費	—	—	—	—	
	電力費振替勘定(貸方)	—	—	—	—	
	株式交付費	—	—	—	—	
	社債発行費	15	5	5	25	
小 計		5,544,629	5,787,589	5,655,153	16,987,371	
控除収益項目	他社販売電源料	985,434	1,155,926	1,174,998	3,316,358	
	託送収益	—	—	—	—	
	電気事業雑収益	6,168	6,251	6,276	18,695	
	預金利息	—	—	—	—	
	賠償負担金相当収益	—	—	—	—	
	廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	—	
小 計		991,602	1,162,177	1,181,274	3,335,053	
合 計		4,553,027	4,625,412	4,473,879	13,652,318	
レポートベース		569,128	578,177	559,235	1,706,540	

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：百万円)

項 目			令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
火力燃料貯蔵品	—	消費金額	—	—	—	—	
		平均月数	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	
	小 計		—	—	—	—	
新エネルギー等貯蔵品	—	消費金額	—	—	—	—	
		平均月数	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	
	小 計		—	—	—	—	
その他貯蔵品	配電平均帳簿原価		—	—	—	—	
	一般貯蔵品払出率		—	—	—	—	
	一般貯蔵品在庫率		—	—	—	—	
	小 計		—	—	—	—	
合 計			—	—	—	—	
レートベース			—	—	—	—	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：百万円)

項 目		令和５年度	令和６年度	令和７年度	原価算定期間計	備 考
株式交付費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
社債発行費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
開発費	期首帳簿価額	—	—	—	—	
	増加額	—	—	—	—	
	償却額	—	—	—	—	
	期末帳簿価額	—	—	—	—	
	平均帳簿価額	—	—	—	—	
レートベース		—	—	—	—	

(2)第4条第5項関係

[報酬率]

(単位：％)

項 目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	適用率	備 考
自己資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する値	9.057	9.666	10.711	10.429	9.213	7.601	10.994	7.737	
	国債、地方債等公社債の利回りの実績率	0.374	0.041	0.137	0.137	▲0.001	0.090	0.127		
他人資本報酬率	全てのみなし小売電気事業者たる法人の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績額に係る利子率の実績率を加重平均して算定した率	—	—	—	—	—	—	0.628	0.628	
事業報酬率		—	—	—	—	—	—	—	2.76	

(記載注意)

- ・報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。
- ・項目別明細表のうち、第4条第4項関係については、第4条第2項第1号又は同条第3項第1号関係、同条第2項第2号関係、同条第3項第3号のうち事業者のレートベースの額に係るものの別に作成すること。

第5表

控除収益明細表

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
他社販売電源料	985,434	1,155,926	1,174,998	3,316,358	
託送収益	—	—	—	—	
電気事業雑収益	6,168	6,251	6,276	18,695	
預金利息	—	—	—	—	
賠償負担金相当収益	—	—	—	—	
廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	—	
合計	991,602	1,162,177	1,181,274	3,335,053	

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[他社販売電源料]

(単位：百万円)

項 目			令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
他社販売電力料	他社販売電源料	料金計	985,434	1,155,926	1,174,998	3,316,358	
	電力量(10 ⁶ kWh)		41,877	51,967	53,272	147,116	

[託送収益]

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
その他託送収益	—	—	—	—	

〔電気事業雑収益〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
契約超過金	1,520	1,416	939	1,291	1,379	1,342	1,342	1,343	4,027	
違約金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
諸貸付料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託運転益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
器具販売益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
受託工事益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
広告料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
供給雑収	1,864	2,445	3,054	2,454	3,050	2,947	2,966	2,983	8,896	
雑口	3,385	3,128	5,298	3,937	1,900	1,879	1,943	1,950	5,772	
合 計	6,769	6,989	9,291	7,682	6,329	6,168	6,251	6,276	18,695	

〔預金利息〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	適用金利(%)	令和5年度	適用金利(%)	令和6年度	適用金利(%)	令和7年度	適用金利(%)	原価算定期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均残高率 (%)										
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電灯・電力料収入	4,306,040	3,646,022	3,179,457	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(記載注意)

(何) の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

〔賠償負担金相当収益〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
賠償負担金相当収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

〔廃炉円滑化負担金相当収益〕

(単位：百万円)

項 目	至近実績				令和4年度 (実績見込み)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	原価算定期間計	備 考
	平成31年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均						
廃炉円滑化負担金相当収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

部門整理表（その1）

（単位：百万円）

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費			送電費		
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給料手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
給料手当振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
厚生費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
賃借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
損害保険料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
養成費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
諸費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産除却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気事業報酬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

（記載注意） 1 固有の欄には第6条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

部門整理表（その2）

（単位：百万円）

	変電費			配電費			販売費			合計
	計	固有	一般	計	固有	一般	計	固有	一般	
役員給与	—	—	—	—	—	—	366	—	366	366
給料手当	—	—	—	—	—	—	61,098	50,849	10,249	61,098
給料手当振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	▲663	▲552	▲111	▲663
退職給与金	—	—	—	—	—	—	3,675	—	3,675	3,675
厚生費	—	—	—	—	—	—	9,898	8,237	1,661	9,898
委託検針費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	—	—	—	—	—	—	1,320	1,098	222	1,320
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	—	—	—	—	—	—	2,396	1,012	1,384	2,396
修繕費	—	—	—	—	—	—	267	8	259	267
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	—	—	—	27	15	12	27
賃借料	—	—	—	—	—	—	20,912	2,539	18,373	20,912
委託費	—	—	—	—	—	—	178,998	151,379	27,619	178,998
損害保険料	—	—	—	—	—	—	9	—	9	9
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	228	184	44	228
養成費	—	—	—	—	—	—	496	—	496	496
研究費	—	—	—	—	—	—	784	—	784	784
諸費	—	—	—	—	—	—	51,576	30,951	20,625	51,576
貸倒損	—	—	—	—	—	—	11,993	11,993	—	11,993
固定資産税	—	—	—	—	—	—	90	—	90	90
雑税	—	—	—	—	—	—	2,547	2,118	429	2,547
減価償却費	—	—	—	—	—	—	26,288	—	26,288	26,288
固定資産除却費	—	—	—	—	—	—	24	21	3	24
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	▲135	▲135	—	▲135
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	▲1,407	▲1,407	—	▲1,407
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	25	—	25	25
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	—	—	—	—	—	—	16,614	—	16,614	16,614
電気事業報酬	—	—	—	—	—	—	74,187	—	74,187	74,187
合計	—	—	—	—	—	—	461,613	258,310	203,303	461,613

（記載注意） 1 固有の欄には第6条第1項で各部門（一般管理費等を除く。）に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。

2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

販売費整理表

（単位：百万円）

	需要家費	給電費	一般販売費	合計
役員給与	139	6	221	366
給料手当	23,126	1,081	36,891	61,098
給料手当振替額（貸方）	▲ 251	▲ 12	▲ 400	▲ 663
退職給与金	1,391	65	2,219	3,675
厚生費	3,746	175	5,977	9,898
委託集金費	—	—	—	—
雑給	500	23	797	1,320
燃料費	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—
消耗品費	907	42	1,447	2,396
修繕費	101	5	161	267
水利使用料	—	—	—	—
補償費	10	—	17	27
賃借料	7,915	370	12,627	20,912
委託費	126,029	1,442	51,527	178,998
損害保険料	3	—	6	9
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	228	228
養成費	188	9	299	496
研究費	297	14	473	784
諸費	30,709	590	20,277	51,576
貸倒損	—	—	11,993	11,993
固定資産税	34	2	54	90
雑税	964	45	1,538	2,547
減価償却費	9,950	465	15,873	26,288
固定資産除却費	9	—	15	24
原子力発電施設解体費	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—
建設分担関連費振替額（貸方）	▲ 51	▲ 2	▲ 82	▲ 135
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	▲ 533	▲ 25	▲ 849	▲ 1,407
開発費	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—
社債発行費	9	—	16	25
社債発行費償却	—	—	—	—
法人税等	6,288	294	10,032	16,614
電気事業報酬	28,080	1,313	44,794	74,187
合計	239,560	5,902	216,151	461,613

（記載注意） 様式第1の注1及び2と同様とすること。

送配電非関連費明細表

（単位：百万円）

	総水力発電費			総火力発電費			総新エネルギー等発電費			総原子力発電費			給電費			合計		
	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変	計	固定	可変
役員給与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6	—	6	6	—
給料手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,081	1,081	—	1,081	1,081	—
給料手当振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲12	▲12	—	▲12	▲12	—
退職給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	65	65	—	65	65	—
厚生費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	175	175	—	175	175	—
委託集金費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雑給	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	23	—	23	23	—
燃料費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
使用済燃料再処理等拠出金発電費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廃棄物処理費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定放射性廃棄物処分費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
消耗品費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	42	42	—	42	42	—
修繕費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	5	—	5	5	—
水利使用料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補償費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸借料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	370	370	—	370	370	—
委託費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,442	1,442	—	1,442	1,442	—
損害保険料	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力損害賠償支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原賠・廃炉等支援機構一般負担金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普及開発関係費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
養成費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	9	—	9	9	—
研究費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	14	—	14	14	—
諸費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	590	590	—	590	590	—
貸倒損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	—	2	2	—
雑税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	45	—	45	45	—
減価償却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	465	465	—	465	465	—
固定資産除却費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
原子力発電施設解体費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共有設備費等分担額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他社購入電源費	649,193	105,699	543,494	13,235,270	1,365,047	11,870,223	1,098,504	34,659	1,063,845	1,619,368	1,415,192	204,176	—	—	—	16,602,335	2,920,597	13,681,738
非化石証書購入費	—	—	—	—	—	—	42,463	—	42,463	—	—	—	—	—	—	42,463	—	42,463
建設分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲2	▲2	—	▲2	▲2	—
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	▲25	▲25	—	▲25	▲25	—
開発費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
開発費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式交付費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社債発行費償却	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人税等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	294	294	—	294	294	—
電気事業報酬	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,313	1,313	—	1,313	1,313	—
他社販売電源料	▲227,318	▲8,177	▲219,141	▲2,610,467	▲104,237	▲2,506,230	▲252,869	▲9,292	▲243,577	▲225,704	▲48,407	▲177,297	—	—	—	▲3,316,358	▲170,113	▲3,146,245
合計	421,875	97,522	324,353	10,624,803	1,260,810	9,363,993	888,098	25,367	862,731	1,393,664	1,366,785	26,879	5,902	5,902	—	13,334,342	2,756,386	10,577,956

（記載注意）

その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第 6 (第 9 条第 3 項関係)

送配電非関連需要明細表

	最大電力 (10^3kW)	尖頭時責任電力 (10^3kW)		発受電量 (10^6kWh)	口数
		夏期	冬期		
非 特 定 需 要	30,657	30,657	27,506	163,808	77,814,000
特 定 需 要	8,177	6,732	7,900	34,438	174,635,000
合 計	38,834	37,389	35,406	198,246	252,449,000

様式第 7 （第16条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表

（単位：百万円）

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計				
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用 相当額	託送供給費用 相当額					
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
初年度	特 定 需 要																
二年度	特 定 需 要																
三年度	特 定 需 要																
原価算定期間計		548,797	8,340	557,137	1,837,391	27,923	1,865,314	165,728	2,519	168,247	900,742	－	2,551,916	38,782	900,742	－	3,491,440

（記載注意）

固有の欄には第10条第 2 項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された
総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。
施行規則第17条の 2 に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する
場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注 様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。

様式第 8（第18条第 7 項、第32条第 7 項関係）

第 1 表

特定需要原価等と料金収入の比較表

（単位：百万円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
初年度	特 定 需 要									
二年度	特 定 需 要									
三年度	特 定 需 要									
原価算定期間計		557, 137	1, 865, 314	168, 247	900, 742	—	3, 491, 440	96, 392	36. 22	3, 491, 437

（記載注意）

様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。

施行規則第17条の 2 に規定する託送供給等に係る収入の見通しの算定期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。